

平成 20 年 9 月 17 日 (水曜日)

(会議第 3 日目)

議事日程第 3 号

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 美佐雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

平成 20 年 9 月 17 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	谷 口 明 男
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 委 員 長 長	生 駒 進	教 育 長	松 並 勝
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事の経過

平成20年9月17日
9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。よろしくお願ひ致します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

議員の皆さんには、全員のご出席ありがとうございます。今日も一生懸命、誠実にお答えさしていただきますので、どうぞよろしくお願ひを致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

竹下英佐雄君。

16番（竹下英佐雄君）

通告書に基づきまして、私の質問を始めます。

総合支所行政財政改革についてですが、まず1点が財政改革についてでございますけれども、これはご承知のように小泉内閣が誕生して以来、骨太改革、あるいは三位一体の改革という名の下に、住民に対して大変な負担が掛かっているところです。これはもう、いろんな社会保障制度の改悪があって、そしてその改悪の中で、まあ医療制度も、それから税制度も、いろんな形での負担が掛かり、さらにこれに追い打ちをかける内容で、まあ原油高という問題でいろんな経費が掛かってくる。そういう状況の中で今、住民の暮らしに追い詰められてきてる。

私の申し上げるのは、この小泉の骨太改革でなくって、そうした状況の中でこそ今度は住民救済のための財源確保という点で、一応今までできることなら町の行財政をもっとコストを下げるために、そのいろんな改革をやって行政のスリム化を図ったり、あるいは無駄遣いを省いて、そして財源を確保しながらそれを住民救済に充てているのが、この地方行政の、地方自治体のまず基本でなければならないいうふうに、まあ、ここずっと議員生活をする中で、もう一貫してそれを思い続けてきた。これは、地方自治法そのものが、主権在民、いわゆる住民のこそが主人公という、この信念をやっぱし、精神を自治法でうたわれているいうふうにまあ思うわけです。

そういう観点から、まあいろいろ行財政改革を求めてる。ただ、あれをするな、これをするなという反対ばかりではない。必要最小限度の予算をもって、財源で、必要最小限度の財源で、まあより効率の上がる事業を計画をして、住民のためにそれを施していくというのが行政だと考えておりますので。

ところが、まあいろんな過剰な形、随分無駄遣いをしております。そんな無駄遣いを少しでも省いて

住民の暮らしに充てなければ、今、政府機関で行われている内容の中に、住民を救済する制度というのはつめのかけらほどもない。すべてがこの骨太改革の中でまあ改悪されて、すべてが悪い方向へ改正され、そして結局住民に、すべての暮らしに対してこれにダメージを与えるということを、今、行われているわけですから、行政が住民を守らしたらやね、地方の行政が守らいたら、もう行政に対する不信感はますます募ってくるという状態にあると思います。

従って、私は総合支所方式、この方式も以前から執行部に質問をしてただしてきた。早く、この行政の機構のスリム化を図るべきだ。無駄な金がだいぶこれにも要っております。佐賀、大方、2つの役場を抱え、ここでこれを一本化を図ることができないためにいろんな風袋（ふうたい）が張る。これをなぜ、当然一本化するために合併をしたわけですから、今の総合支所方式というのはこれはごまかしかんです。まあ、法定協の中でこういう話し合いがされたからといって、速やかにこれは改善すべき内容であるということは、もう皆さんご承知のはずで、これに対して、これに意義を唱えるということ自体がおかしいんです、そりや。

少なくとも庁舎を一本化して、本庁と支所との位置付けをやっぱりきちっとし、その支所においては支所機能のできるだけ充実を図りながら、1つのまちづくりという内容を確立をしなければならないと思う。なぜこれができないのか。当たり前のことなんです。この当たり前のことすらできないような状態ではね、いかにこれはいろいろまちづくりとかね、いろんなことを言われておりますけれども、この基本的な要となるものが、はっきりしないような、できないような状況の中で、これはまちづくりはできっこないんです。新しいまちづくりをどう進めるか、その要にかかっているんです。

もう1つ。これは財政問題で、これも度々指摘をしてただしてきた。いわゆる、水産商工の貸付資金制度。これもはっきり言って、規則で条文を定めておりますけれども、黒潮町商工経営資金融資規則いうことですけれども、これ正しく、この規則というのは、こここの見出しへ、これはいわゆる商工経営資金の融資貸付にかかる債務保証条例です。債務を銀行に対して、個人が払えん場合にはその債務を保証をする。これは個人が払えん場合は、その損失を町が立て替えて払いましょうという債務保証です。その債務を保証する条例、規則じゃないんです。だから、これははっきり言って違法な制度です。その違法に、抵触をする条例の中で、まあ法的に抵触をする、違法として抵触をする条項をやはり削減をして、この正しい黒潮町商工経営資金融資規則に改め、ということを改善しなきゃならん。

第16条から、17条、18条、19条、22条に示された内容は、これは債務保証によって損失を補てんをしましょうという条項ですから、債務保証が違法だとするならば、この条項は削減をして、その、それに違法となる項目を削除して、貸し付けは続けるけれども、この正常な貸付制度というものを続けていく。あくまでも取り立ては銀行、借りた本人が支払いをするという当たり前のことをね、きっとしなきゃ、払えなくなったら町が立て替えて全部払いましょう。支払いができないものは払わんでもかまんですよ、町が払うんですから。債務保証をしておるんですから。その条文を、ここに条項を、16条から19条、22条までのこの項目、19条および22条。この、同規則の条例から削除、修正をすべきでないか。

次に、肥大化した組織機構の簡素化を図るために、課の統廃合はすべきでないのか。やらなければならないと思うんです。今は非常に、財政、財源の不足が生じ、今年は特に財源不足が生じて、その財源不足をいわゆる起債の借り入れ、そして基金の取り崩し等によって膨らまして、そうしてまあ予算編成を行ってきた。当初では到底、この今、これまで組まれておる予算は借入金なしに、借入金や起債や、あるいは基金の取り崩しがない限りやね、これを膨らますことはできない。まあ一つの、私、鍊金術だ

と思うんですが、皆さん。

そういう肥大化した中でいろんなこと、あれやれ、これやれ、いろいろ声も聞きます。私、あれしよ、これしょいことは、私はしやすいことだと思うんです。金がないのに、あれやらんか、これやらんかいうがはなんばもあるんです。住民が要望されている内容というのはいくらでもあるんです。しかし、それに伴う財源はどう確保するのか、そこまで私は考えて、やはりその財源確保のために皆さんに対してかなりきついことを言っておる。つまり、必要な事業についてはどこまでもそれを取り上げて、速やかに事業の推進を図るけれども、慌てんでもかまん事業とか、余分な事業をまあ設計の中で膨らましたりこいするような、無駄なそういうお金があるんだったら、少なくとも先ほども申しましたように、住民の暮らしに軸足を据えた予算編成というものがほしいんです。

基幹産業が今、非常に厳しい状況に置かれてる。これからも、今、テレビ、ニュース等を見ておるとですね、このアメリカではや大手企業が2つも3つも倒産をする、破産をする。そしてそれが日本の国に、日本の経済にも大きな影響をもたらす。そういう状況の中で、日本経済というのはお先真っ暗なんです。そういう中で、これまで高度経済成長の中でどっぷりぬるま湯に漬かったような気持ちでね、これから先の見通しというものを立てておったんでは、将来大変なことになると思うんです。だから切り詰めた予算の中で、より住民の暮らしに軸足を据えた行政を行うべき。そういう観点で、これまでの予算内容について、財政運営についてご批判を申し上げてきたところ。

ましてケーブルテレビ、4番のケーブルテレビ。昨日は、いかなることがあってもやりますということですけれど、情報化時代だから、これに遅れないようにしなきゃならない、いうお気持ちだろうと思います。しかし、この農家で、あるいは漁師で、いろいろ毎日天候と闘いながら生計を立てている皆さんには、そんな情報というのはあんまり必要じゃない。パソコンをいじくる皆さんには、こら光ケーブル、より設備の整った環境が欲しいだろう。しかし、今、大方町を土台から支えている、農業、林業、あるいは水産業、あるいはその他の勤労市民、そういう方々の生活の中に今最も欲しいのは、やっぱりきっとした福祉とか、教育とか、そういうものの必要性。特に社会保障制度では、弱者を救済するための制度というはどうしても確立をしてほしいし、行政からの救済の手をまあ差し伸べてほしい、そういう気持ちでいるんです。

だから、このケーブルテレビについて、15億もとか、20億とか言われているこの予算の中で、たとえ国から10億の特例債が借れるから、あるいは5億の補助金が出るから、町が負担するのは10億のうちのまあ30パーセントですか、3割です。そういうものの保障で、これが設備し整備されるから。そういうところで困り切っておる皆さん、明日に首をつろうかという悩んでおられる深刻な家庭に対しては、そんなケーブルテレビどころじゃないんです。今、そういうご家庭が増えているんです。家に火をつけて一家無理心中、そういう痛ましい事件が全国では広まってる。それに、犯罪、振り込め詐欺、いろいろな悪質な凶悪犯罪まで増えてきておる。そういう状況の中でも、なおケーブルテレビがあつたらこれらが防げるということなのか。

私は、地デジでどうにもならん。地デジでは、一切テレビを見ることがこたわん。そういう地方が多く出てくるのであれば、これもやむを得ないかも分からぬけれども。このケーブルテレビというものがどういうものかは分かりませんけれども、そういう状況の中でこの多額の、非常に住民が待ち望んでいる、手を差し伸べてほしい要望がたくさんあるにもかかわらず、そのこういった事業に着手をして多額の負担をかるい、いわゆる負債をかるうて財政破たんの方に進んでいく、ということを心配しておるん

です。だからその点、どうお考えになっておるのか。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは私の方から、まず竹下議員の一般通告に従いまして、お答えをまずさせていただきたいと思います。

ご質問の、総合支所方式による2つの庁舎で行政を行ってきたが、なぜ一本化できないかというご質問の趣旨でございます。

ご質問の趣旨につきましては、法定合併協議会で地域住民の利便性を維持するため事務所の方式は、合併後4年間は総合支所方式とする確認を致しているところであります。これを受けて、本町議会におきまして黒潮町行政組織条例が本町議会において議決され、同日直ちに公布、施行されたところであります。以上のことから、一本化できる状況ではございませんので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、水産商工経営資金の融資規則について、第16条から17、18、19、22条、これを削除、修正すべきではないかというご質問の趣旨でございます。

竹下議員ご承知のとおり、第16条については、金融機関においては、融資金の元利金の全部または一部について、損失を受けたときは町長に補償の請求ができるという規定でございまして、あの条文はこれを補完した条文になっているところでございます。

これらの各条文につきましては、水産業経営資金および商工経営資金の融資規則による制度につきましては、水産業ならびに小規模企業の金融を緩和し、その育成振興を図るため融資を実施するものと致しております。旧佐賀町は平成11年12月に、佐賀町漁協および佐賀大型船主会の要望を受けまして創設された制度であります。この制度につきましては、竹下議員から、19年の6月定例議会であったかと思いますが同じような質問がございまして、制度制定の趣旨等につきまして山本副町長の方から詳細なお答えを致したところであります。

また、先の6月定例議会におきましても同様の質問がございまして、町長から黒潮町総合振興計画の中に、この制度の維持、あるいは拡充ということを明文化致しているところであります。制度廃止は考えていないというお答えを致したところであります。従いまして、融資制度は今後も継続する考えでおりますので、よろしくお願いを致したいと思います。また、修正、あるいは削除については考えていません。

これは、参考までのお答えになりますけれども、6月の議会閉会後、後に、県1漁業の関係者の代表の皆さん、商工関係者の皆さんと話し合いの機会を持ちまして、本町の財政状況等をお話し致しまして、経営はますます厳しい状況にあるけれども、皆さんとともに健全な運営が継続できるようよろしくお願いをしたところであります。そうしたことから、ご了承もいただきたいと思います。

それから質問の中で債務保証と損失補償、この2つのお言葉が出ましたけれども、債務保証につきましては違法性があるということで、今でも債務保証というのは違法性があるという認識に立っております。で、損失補償ですけれども、現在制度化されておるのは、損失補償にわたる規定を設置しているところであります。違法性があるという認識は立っておりません。明解な損失補てんにかかる条文規定は適

用しないということでご理解をいただきたいと思います。

次に、肥大化した組織機構の簡素化を図るために、課の統廃合は重要な行政課題であるというご質問でございます。

ご質問の趣旨につきましては、合併の根幹に係る行財政の効率化の一環と、私どもも認識をしております。法定合併協議会の基本項目であります、1つは事務機構および組織の取り扱いに関するここと、もう1つは支所機能の充実に関することであります。合併後、これらは4年間は総合支所方式を踏まえ、効率的な事務機構を見直し、職員数の適正化に併せて、今まで可能な限り機構改革を進めてまいりました。しかしながら現状を考えたとき、新規事務事業の拡充等により事務量が増大し、1つの課に事業が集中する傾向が見られております。ある面では、職員に大きな負担となっているのが現実であります。また、このことが各課内において事務事業量の格差が生じているのも現実であります。

平成22年度以降の組織体制につきましては、早い時期に、庁舎の有効活用や住民の利便性を十分検討し、最小の人員で最大の効果が得られる組織の見直しに努めてまいりたいと考えております。質問の要旨を十分留意し、今後の取り組みについて考えてまいりたいと思います。

それから、それでは組織の見直し、どこに着眼するかということになろうかと思います。複雑多岐化する事務事業の増大、これに対応できる組織体制をつくること、あるいは黒潮町定員適正化計画による職員数の抑制、このことは平成22年4月1日までの5年間で21人、8.6パーセントの減員を目標としていたところでございますが、平成20年4月1日で23人、9.4パーセントの減員となり、目標数を上回る結果となりましたが、反省の1つとして定員適正計画に合わせた事務機構、なっているのか、そのあたりにも着眼しなければならないと思います。

次に、機構改革につきましては、住民サービスを忘れてはいけません。住民サービスの向上に努められる機構改革でありたいと、このように考えております。それから、合併の効果を発現さすためには、簡素で効率の良い機構体制を構築することが急務かと思います。もう1つは、産業形態に配慮した機構改革などをこれらに着眼し、22年度の機構体制を早急に見直しを図ることが急務であるというふうに考えておりますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

それから4点目については、町長の方からお答えを致しますので、よろしくお願いをします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは、竹下議員のケーブルテレビにつきまして、まあこの計画は断念すべきであるというご質問についてお答えを致します。

今議会に、このケーブルテレビの整備事業についてのご質問が10件出ておりまして、重複した部分やら、またお答えとして十分でない部分も出てくるかも分かりませんが、まとめてお答えを致します。

まあ昨日も随分、いろいろとお答えをしたところですが、情報化社会の進展というのは、これはもう間違いないことです。そして議員ご質問の中に、ご高齢の方とかですね、インターネットに関係のない方にはもう無用の長物であるというようなことでございましたけども。まあ、英語ばっかり使うものなんですが、ユビキタス社会ということで、いつでも、どこでも、誰でも、ということでですね、もうこの情報基盤、情報機器というものは、われわれの生活に欠かせない状況というものが日に日に生まれてきておるわけです。まあそういった情報基盤の下にですね、国民生活が営まれるということになるわけ

です。

そこで、そういう基盤が十分に整備されてないということになれば、当然、不平等、格差が生じるわけです。われわれはそういうことを将来にわたってですね、取り返しのつかない格差に陥らないよう、やれるときにですね一定の水準に引き上げていくというか、持っていくということで回避すべきではないかというふうに考えております。

一面ですね、去年、携帯電話のわが国で契約件数が1億台を、1億件を突破したということでしたが、これは、1億2千万人くらいのですね人口の中で、もちろん超高齢の方はそういうことはできない、または赤ちゃんもできないわけですので、普通の成人、あるいは学生さん含めて、その人口の中での1億件の契約ということです。これはもう全くですね、こういった通信技術によって国が成り立ってると言っても過言じゃないというふうに思っております。

まあそういう状況の中でですね、地域において、先ほど議員の質問の中に犯罪の話が出てきました。こういったケーブルテレビによって犯罪が防げるかという話も出てきましたが、実は、昨日も触れましたけども、2008年版のですね情報通信白書によりますと、医療とか福祉の分野では比較的、地方の自治体もですね、まあある程度のものが整備されておると。まあ、これは昨日も申し上げましたけども、私たち行政としてもですね、制度やら法律が変わるたんびにお金は要りますけども、ついついそういうシステム等を整備せざるを得ないというような状況の中でですね、ある一定のものは整備されておるということのようです。

ところが、教育、文化、行政サービス、あるいは防災、防犯、こういった面ではですね、もう格差が鮮明になってきたと、ますますこれから広がっていくであろうというふうに言われております。まあこの点を是正するためにもですね、こういった基盤整備が必要であるというふうに申し上げてきたところです。まあそんなことから、議員のそういう多額の費用を掛けるより先にするべきことがあるんじやないか、一般庶民の生活は大変厳しい状況に置かれておる、それにまあ直接、間接、支援をするということがまず先じゃないかと、住民の生活に軸足を置いた行政をということでございますが。

まあ昨日も、アメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズというのが経営破たんに陥ってですね、もうその日のうちに、株、あるいは債券、米ドルが暴落するというような状況で、今朝の新聞にも日本の金融機関系のですね、相当な影響があるというようなことが書かれておりました。まあこんな時代ですので、ほんとに庶民の、住民の皆さん的生活というのは先行き不透明でですね、特にまあ収入がリストラ等ですね絶たれたような皆さんにつきましては、本当に深刻な厳しい状況に置かれておることは重々私も承知はしております。まあ、そういう皆さんにですね、一定のいろんな形での支援はすると致しましても、やはり行政として、10年先、20年先、どういう町であるべきか、また、夢と希望を持つてですね、子どもたちがこの町で暮らせるのかといったことを考えますと、やはりその時代に応じた一定の対応はするべきであるというふうに考えての決断でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

これ、まあ、まともな答弁というのが、どうしてもなかなか答えぬくいことは分かつておる。総合支

所方式が、いわゆる法定協の中で4年後にはこれを解消して一本化を図ると、そしたら4年後には確実に一本化を図ることができるんですね。そのことが1つ。

それから、なぜ4年間という、この合併へ向けて準備をしたわけですけれども、これ4年もかけずに、2年でも3年でも早い時期にまあ解消できる内容のものです。恐らく4年のかけて今、これができないという中で、4年後に果たしてできるのかどうかということは疑問であるが、この点、4年後にはもう必ずこの機構は、本庁、支所の内容で改善を図っていくことなんですか。この4年かけるということであれば、まあいろいろ総合支所方式でいきながら、いわゆる支所の充実とかいうのはどの程度まで可能なのか。

それから、この住民への徹底というのはどの程度までできるのかという、いわゆるその準備期間というのも一応は必要だということは分かりますが、少なくともそういった内容で詰めていく、準備をしていく。一定4年後には、さあ4月1日からこういう機構でやりますよと、今、何にもその手を打ってない。そういう状況で、果たして4年後にはできるのか。この点が1つ。

既に、議会の中に対して、いろいろそらあ反対意見も賛成意見もあります。あるけれども、議会に対して執行権の要請が、執行権を持っておる執行部がですね、町の幹部がやはりこのことをこういう形で運んでいくという内容を、やっぱりきっちり計画的に進めていく、いうのをやらなきやならない。この機構の改善を図るのにも、どういう努力をしたのか。まちづくりとか、いろいろな課が専門に置いて、そこで何やっておる。そんなことひとつも目に見えてこないんです、努力というものが。遊び半分でやりよう。

2点目。水産商工経営、農業水産商工の、いわゆるこの経営資金、これは違法ですよ。債務保証は違法だから、その債務保証という表現を除いて損失補てん。損失補てんというのは、債務保証をしているから損失補てんをしなきやならない。債務保証をしなかったら損失補てんは要らないわけ。損失補償をしますというのは、債務保証のこらあ債務保証があるからですよ。この条文、今、この規則、商工経営資金とか、水産業経営資金とかいう内容についてはですね、これは私まあ内容的には、まあこの、こういう貸付金制度があるから、これは大変水産振興にも、漁業商工の商売をされておる方々の運転資金も間に合っていい、いうこの貸付金制度そのものは、私、これはいいと思うんですよ。

ただ、この16条から17条、18条は、こらあ債務保証をした、損失を補償しますということは債務保証でしょう。言葉遣いを変えれば違法ではない。損失補償というのは、まあ債務保証ということは、こりやどうも債務保証じゃあ具合が悪いから損失補償にした。そういう内容で受け止める。これではね、過ちというものに対して改善をするということはできない。

これは副町長、わし、まあ執行部の人事案件にも率先して賛成を致しましたが、これ、改善できるのはおまえしかないです。その期待を持っておるんです。この16条から、17条、18条を、19条、同時に飛ばして22条、これを削減しても、この条例は、この規則は使えるんです。利用できるんです。なぜそれができない。執行部、間違いはやっぱし正さないかん。合併前の旧町から引きずってきたものであるけれども、合併したら今の執行部の間で、執行権の責任において改善を図るのが筋道や。そういう期待を持って選んできた、信頼をしてきた執行部の体制であるから、これはやらなきやならん。何でこれちゅうちょしなきやならん、この条文を削減するのに。誰に文句言われないかんのか。この間違ったことを正すのにね、文句を言われる筋合いはない、誰からも。

借りた人の借り主がおって、保証人がおって、そういう方々と信用をせいで貸し付けをやる。当然、

払うべきものは払う。払えなかつたら保証人が払う。銀行は当然、その貸し付けた金の回収は、やはり金融の方が責任持って回収をする。当たり前な。何で行政が、この損失補てんをしなきやならない。それは、ここにこのような債務保証という契約を銀行と結んでおるから、ね、そうでしょう。その点もう一度、お尋ねをしたい。これは改善を図るのか図らないのか、間違ったことは正していくつもりはないのか、ということ。

それから行革の問題ですが、私は今、暦なんかに書かれてあるように、ハードからハート、行政もハードからハート、ハードな時間帯は過ぎてハートになる。いわゆる精神的なゆとりを住民に与えるということであろうかと思うんですが、今、住民の暮らしというのは、そういうハートの時代じゃない。これからだんだんと、もう景気は降下していくんです。情報化時代やと町長は言うけれども、働く、働き場所さえないんです。雇用促進協議会というものを設置して、そこで雇用を拡大を図ろうとしておるのかどうか知りませんが、今、失業者はこの町内にあふれておるんです。収入がない、税金も払うに払えれん、納めることができない。医者にかかりたくてもかかることができない。そういう、非常に深刻な家庭が増えておるんですよ。情報化かぶれをした皆さんでは、そういうご家庭のことは分からぬ。そういう住民の暮らしの中に目を入れて、そこから情報を吸収するということであれば分かるけれども。

上部の、今のその汚職でまみれたね、国土交通省とかいろんなところへご機嫌を伺って、そつからいろんな情報を仕入れている。しかし、その情報が本当に住民の幸せにつながりよう、住民の暮らしに役立つような情報というものは一かけらもないでしょう、今、役場が入手されている情報というのは。むしろ、住民の暮らしを締め付ける情報ばかりです。そんな情報を何でね、欲しがるの。私は情報はひとつも、そんな国の情報というのは、いろいろ新聞を見ること、テレビのニュース欄で聞くこと。今の状況が、アメリカで起きている状況が、どう影響してきているか、これテレビを見ておれば、パソコンを使わなくてもその情報は入ってきます。これは大変なことになるという考えに、今立っておるんです。これは、はっきり言ってゲームですよ、一つの。パソコンで行うゲームなんです。役場の中がゲームでごった返しておる。もっと住民の暮らしの中に目を注いできたらどうか。のために、いろんな部落へ配置を付けて、いろんな所で皆さんと対話をするというようなことで今やっておるようですけれども。どんな情報を地元に、そういう地域に、どういう内容があるんです、情報があるんです。足元の情報からね吸い上げていくと、ということをしなきや、今、行政が行っていることが、今、住民にとってどんな状況をもたらしているかということさえ分からぬでしょう。

そらパソコンを持ってパソコンを使える方々は、そらあケーブルを引き、そいたらそれにつなげれば、いろんな情報がパッパッパッパ入ってくる。そんな情報よりももっと身近なところで、人と人とが接して対話のできるようなそういう環境づくりというものが、これからは私、大事だと思うんですよ。ただ情報かぶれして、情報に取りすがつていったような、誰のために、何のために、それをやつておる。いわゆる株取引とか、いろんな証券取引とかいうものに、その情報をつないで、まあちょっと、もう今日、今度らもうけたいってほくそ笑んでおる、そういう方々のためにケーブルテレビが必要か、いう感じがする。しかも莫大な金をつぎ込んでね。

その点、私は反対を致しておりますが、どうしてもやるというのであれば、これは、その加入者、ケーブルテレビの加入者が責任持って将来は運営をしていく。町費はすべての町民の金ですから、そこで赤字が出たからこれを補てんするじやというようなことは起こしてもうちやあ困るんです。そこらあたりはどうなんですか。

以上、再質問を終わります。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは竹下議員の再質問に、私の方からお答えをさしていただきたいと思います。

大変いろいろご指摘もいただいたところであります、私たちは、まず現在の一般行政事務というのには、基本的には、法定合併協議会で協議された事項について、これは順守しなければならないという根底に立った行政を行っているところであります。4年間について、4年後には一本化されるのかというふうなご質問でございますけれども、私たち決して遊び心で機構等を考えることは一切まあございませんので、その点をよろしくご了承もいただきたいなど、こんな思いであります。

そこで、第1点目の総合支所方式の件でございますけれども、これは合併法定協議会が平成16年12月の10日に、旧佐賀町、旧大方町、両議会において設定をし、直ちに本合併協議会が設立されたところでございまして、この内容については先ほどお答えしたように、この協定項目については順守、守らなければならないという基本に立っております。

4年後の機構改革でございますけれども、3点目の機構改革につきまして、今後の機構の見直しについては、各項目が掲げましてお答えをしたところでございますが、その点に留意した機構改革に向け検討をしていきたいと、このように考えておりますので、現在の段階でどう4年後なるかといったことについては言及できませんので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、損失補償と債務保証の件でございますけれども、損失補償につきましては先ほど来お答え致しましたように、損失補償につきましては行政実例の中でも、昭和25年の6月の7日の行政実例でも損失補償契約を締結できないと、違法ではないというふうな行政実例も出ておりまし、私ども損失補償については内容はどうあれ損失の契約と、規約というのは違法性はないというふうに考えております。

それから、債務保証の件ですけれども、これは法人に対する政府の財政援助の制限にかかる法律でございますけれども、この第3条の中に、政府または地方公共団体は、会社その他の法人の債務については保証契約をすることができないという、できない規定が定められておりまして、債務保証というのはできないと、違法であるというふうな考え方をしております。くどいようですが、あくまでも今規約につきましては、損失補償に係る条文を規約として定めておりますので、その点でまあご了承いただきたいと思っております。

それから、改善を図るか図らないのかというご質問でございますから、今までお答えしましたように内容の改善を図る考えは持っておりませんので、その点よろしくお願ひを致したいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ケーブルテレビにつきましての、竹下議員の再質問にお答えを致します。

この運営に当たって赤字が発生した場合に、一般財源で補てんするということはまかりならんということでございますが、この件につきましても、昨日、森議員のご質問にお答えを致しましたように、都市部ではですね、通信事業者等によっていろいろな情報サービスが既に提供されておりますけれども、わ

れわれ地域ではですね非常にそれが遅れておると、また、今後もそういったサービスの提供が望めないという状況の中で、ただ手をこまねいておれば、ますますいろんな意味での格差が広がると、それを行政として何とか是正したいということが根幹にございます。

そういうことで、一定の集落、あるいはごくわずかな特定の皆さんという状況じゃなくてですね、全戸にケーブルを配線し、また告知端末等も全戸に配置するわけですので、設置するわけですので、極めて全町的な取り組みというふうに思っております。そういう意味で、まあ赤字を出してはいけないし、また出すべきではないわけですから、考え方としてですね、補てんが必要になった場合は一般財源もやむなしというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

総合支所方式で4年、まあ仮に、この4年かけてやる、その一本化を図ることですが、今、何にも手を付いていないのに、今度、今度4年後には、今度らいろいろ支所機能をどうするのか、また何をどうするのかいろいろまた話し合いを持って、いまだその一本化を図っていく、今度は先に延びていくことは間違いない、4年かかるようしなかったものは4年またかかる。結局8年。そういうことはもう確実にそうなる。その判断さえね、つかないというのがおかしいんです、行政は。だからそれを4年、もう来年ですか、4年いうたら、4年間いうたら、合併してからの。21年ですかね。それに向けた、その取り組みがやられておるのかどうか。

それから、損失補てんと債務保証。言葉にはないけれども、損失補てんというのは債務保証があって、損失補てんがあるんです。ただ、その債務保証でないから損失補てんをするということについて考えるならば、この損失補てんも間違いないんです、ね。当初から私が何遍もこの問題取り上げてあるけれども、これ間違います。こんな条文作ったの、もう大昔のこと、何十年も前。岸本町長時代に作成されたもんです。当時は非常に、自治の、自治法という策定についても非常に幼稚な感覚でしかなかった。だから、これができた覚えということになったんだろうと思うんですけども。

損失補てんさえ、してはならないことなんです。ちなみに、借りたものは支払いをしなくても町が立て替えて払うという補償制度なんですから、払えなければ払わんでかまん。大方町が損失補てんを金融機関に対してしましょうということですから、町がやってくれる。払えない状態が生まれてきたときにはびた銭一文払わん、納める必要はないんです、はつきり言って。そういうものを抱え込んでおるんですよ。だからこれは改善しなきやならない。間違いなんです。もう、その認識あるんでしよう皆さん、これ間違いじゃ。こんな内容を、こんな内容にいうてこれ今、改善をするということはできない、いろいろ言い逃れをされておると、間違いなんです。これを改善をして、正すのも改革んですよ。こういうことがあるんなら、ほんなら町民全部が、農家でもいろいろ商売を、自営業でなくて勤めに出ておる方々でも借りたいという場合には、これは貸し出しをしなきやならない。商工会とか水産関係だけではなくて、町民全体に。そういうことができるんです、するんだったら。ケーブルテレビみたいに要りも使いもしないところに対しても、ずうつとつくるんだったらね。

それとおんなじように、町の費用を全部使うてやるということやつたらおんなじように、住民に対してはすべての住民に等しく貸し出しをする、ということをしなきやならない。公正さは欠いてはならん。

それやつたら話は分かる。けれども借ったお金を返すのが当たり前で、払えなくてもできるだけその誠意を持って支払いに努めるのが筋道ですから。今はそのために、法的には破産宣言というのがありますから、その手続きを取れば支払いをしなくてもいい。そういう状況の中で健全な財政運営できますか、はつきり言って。その点はどう考えておるんです。

それから行政組織も私、はつきり言って肥大化じゃと。買い物に行くのに、私ショッピング毎日買い物に、買い物出しに嫁さんに代わって行きますが。これ、2人で行ったら大変なことになる。大体2,000円くらいで買い物を終えるのを、2人で両方でかごの中へ入れていくと、要らんもんまで買って4,000円も5,000円も支払いをしなきゃ。それとおんなじこと。課でやってもひとつも、課でどんな財政運営は、この事業を全部の課からいろいろ取り組んで。しなくともいい内容のもんまで取り入れてやると、それがあ財源はなんぼでも膨らんでくる。やっぱりきちんと健全な財政運営するには、やっぱり健全な機構から取り組んでいかんとやね、これはできないと思う。そういう点で、もっと統廃合してかまんです、結構です。

まちづくり課ができたのも、いわゆるここへ都計事業をやるという計画が入ったから、それへ、そのために、まちづくり課をつくってる。今、まちづくり課が何をやってるかいうたら、バイパスの国土交通省の下請け機関。そういうことをやってる。多くの反対者を、どうしてもということで説得に入っているようですけど。そんな形で今、肥大化した組織機構をもう少しこう簡素にして、それぞれの必要な事業には担当職員を置いてやればいいんですよ。ほいたら、その課はその課で、その事業管理、いろんな財政管理はできるはず。もっとしやすいんです。そういうことから、組織機構を改善をせよという要望をしておる。

それからケーブルテレビはもうこれで、またの機会をもって、次の質問に時間がなくなるので、質問これでおきます。

以上、再度の質問を行います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の再々質問に、私の方からお答えさせていただきます。

まずは、合併協議会ですね担保をされたと申しますか、確認されております総合支所方式についてですが。これは冒頭、副町長の方からお答えをしましたように、4年間はですねこの形でいきますということを確認しておることですので、担保されなければならないと思っております。

ところが、機構改革につきましてはですね、一定幅があろうかというふうな、そんな認識をしておりますので、私は当初から、町民の皆さんや、議会の皆さんにお許しいただける範囲で機構改革は進めていくということで、いろんな形で進めてまいりましたつもりです。と言いますのも、4年たってですね、一夜にして新しい機構にですね、変わることは到底できるわけではありませんので、徐々に変えていくと、そして速やかに4年後の形に移行していくということをしなければならないので、そのつもりでやってきたつもりであります。しかしながら、いろいろやはり周辺化、あるいは住民の気持ちといったようなものは、抵抗といいますか、そういった声もあってですね、思うようにできない部分もありましたけども、まあ少なくとも、総合支所方式と機構改革そのものは別でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、損失補償、あるいは債務保証の件ですが、これにつきましては、旧佐賀町の時代にですね、地域の産業の振興のためにこういった制度を設けて、これを含めて合併をしたわけでございます。その中で、大方地域にも適用できるような内容になっているわけでございますけども、確かに、旧大方地域と佐賀地域とのですね、この件にかんする温度差といいますか、認識の違いというのはあろうかと思います。また、基本的に個人の経営体に対してですね、公共、公金を使うということについては、まあ公益性のある第三セクター等についてもですね、慎重にするべきであるというふうなことですので、本来はあまり好ましいことではないと。しかしながら、地域産業がますます疲弊をする中でですね、今この制度を取扱うわけにはもちろんいきませんし、むしろ、前6月の議会でもですね、総合振興計画にもこの整備拡充ということもうたっておりますし、今こそこの制度をですね生かして、1つの、少しでもこうした経営体の力に支援をしなければならないというふうに思っておるところです。

まあ実際にですね、議員のご質問の中でいろいろな指摘もありましたけども、現実には大変厳しい審査とですね、また保証人等を確認しながらの、金融機関と関係漁協等々ですね審査をしながら、確認をしながらの貸し付け等でございますので、そのへんもご理解も賜りたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

ちょっと待って。

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それじゃあ私の方から、損失補償と債務保証ということで、明確にですねしておかないと、やっぱりいつまでもこの問題がずっと続いているふうなことになろうかと思います。

で、私たちこの、規則に対する損失補償と債務保証についてはですね、先ほど債務保証については、法律に基づく債務保証は駄目ですよということでございますけれども、債務保証は返還が遅れる場合ですね遅れる場合、借入本人の能力等、いわゆる関係なく、契約により請求され支払うことというふうな認識でございまして、現在執行されておる規則については該当しないと。

それから、損失補償でございますけれども、借入本人の資産売却等、言葉はあまり良くないでけれども、これなんか、資産売却等、可能な限り返済した残りを補償することであるというふうに考えておられますので、ぜひとも損失補償と債務保証、こういうの、用語の定義についてご理解もいただいておきたいと。

それから、20年度の当初予算編成時にですね、提案時には債務負担行為として、これら商工会、水産業についてのご定義もし、議決をいただいているというようなことで、これからすると、瑕疵（かし）ある議決ではないというふうな認識をしていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英作雄君）

納得のいく答弁は、結局いただくことはできなかったので、次の議会に回して、再度、質問をすることです。

次の、教育行政でございますが、昨年9月に起きた入野小学校の事故について、委員会として調査を、

再度調査をするように、今日も議会に出してきた資料も、それから、その前、教育委員会に出された資料も、すべて事実と違うまあ内容であるということを指摘して、再度、事実はどうなのかということを調査を依頼したわけですが、報告書では先に出された内容のとおりなんだという。で、私は何にもしてない、けがをしたこの子どもの対応の仕方については、一切何にもせずに、ああ大丈夫、大丈夫で、次の授業に送り出した、ということは、はっきりしておるんです。で、ここに資料もずっと集めておりますけれども。

これは災害報告書。これは1階手すり1メートルの高さから、腰を掛けているところを同級生に足を引っ張られて床に落ち、胴体と頭を強打した。どう対応したのかということについては、頭を触って打った場所を確認する、他に痛いところもないというので様子を見る。その後、2人にそのときの状況について聞いた、その後状況を聞いた。そのときの、調べなきやならないことはしてない。その後いうたら、一体どのくらいの時間がたってます。かなりの何時間も、学校を済んで帰ってからの、相手のところに内容を聞いて分かったという状況じゃなかったのか。引っ張った子どもに指導をする、どんな指導したのか分からん。で、まあ7時に指導をしたということであるけれども、7時に家庭へ連絡を取ったということであるけれども、実は1時間ずれて8時、8時ちょっと前いうことなんです。

まあ、打った個所は後頭部。報告ではこの横の、顔面の横と左の、この左方から顔面にかけていうことで、しかし、打ったのはこの後頭部へしか、が腫れた、その血腫いうかね、皮下血腫が後頭部に残つておる。これは病院の報告。触った個所が全然違うんです、横と。

それから、病院に連れて行って、まあここに、いわゆる災害発生の状況を具体的に、医療書の申請書に対してまあ一応、被害者の方から学校側に対してこういう、実はこうじやないかという内容の、胴体が先に着き頭を打ったありますが、頭を強打して全身打撲となる。引っ張るのは、両足を子どもに引っ張られて落とした。応急措置や、医療機関への移送など、災害発生に対して学校側の取った措置という状況については、打った後頭部について触っていない、それから他に痛い所はないというありますが、頭が痛い、ふらふらすると担任に伝えたところ、それを無視して体育館に行きなさい、と言われ体育館に行く。その後、担任からは何も聞かれることなく、帰りの会等を終え帰宅する。

午後7時ごろ、担任がご家庭に連絡をするとありますが、連絡があったのは午後8時前。これ、携帯の通信は7時46分。頭も痛いので今から病院へ行くとありますが、本人帰宅後嘔吐（おうと）があり、気になっていたところ担任より連絡後、また嘔吐（おうと）があって頭を触るとこぶがあり、本人が体の痛みを訴えたために病院へ行った。災害発生時の状況について、胴体が先に、後で頭を打ったとありますが、頭を強打し全身を強く打った、いう内容に、この災害の報告書を、これを書き換えてほしいという要望があった。

ここに、学校から來る内容に、時間があまりないですけれど。加害、被害、両者のことを考えて、まず異常のないこと確認するために医師の診察を受けるのが、これは病院側の考え方。学校の先生は誰一人として、病院も直接、以後、その入院した時点でも訪れていないです。これが、入野小学校の一般的な考え方だろうか、いう不審を病院の医者も、当日の夕方、子どもが嘔吐（おうと）しているところを聞けば、あのとき放っておいたのがいけなかったのではないだろうかという気遣い、心配ぐらいはしても、一緒に病院へ見舞いに来るのも当たり前じゃないか、というのが病院の院長の不信感。

まあ、つまり、はっきり言えば、かかわり過ぎてはいけないという学校側の考え。悪いことに対して既に気付いておって、対応の仕方のまずさを感じておって、かかわり過ぎてはならないということで逃げ

腰になる、いうのが学校側の姿勢なんです。そういう状況を委員会として、どこまで調査をやっておるのか。報告を聞いたら、それを信頼するよりほかにない。資料はいくらでも手に入る。病院側の言い分とか、いろいろなものがあります。そういうもんについて、何を、どんな調査の仕方をしたのか。ただ、先に申し上げたとおり、重大性は議会に対してもうそを、それから委員会に対してもうその報告をした。これで学校の教育の管理ができますか。

そういうことで、やっぱり学校は子どもにとっては安全な場所でなくてはならない。そういう点で、これから学校を改善していく上で、一応この問題については大事にしていかなければなりません。私はそう思うから、この問題を厳しく取り上げています。

以上です。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まず、事故後の現場教師の対応に問題はなかったかということありますけれども、担任教師は事故が発生をしたことを聞いて、その処置の中で、痛がる個所を手で触ったり、本人にも確かめながら見たが、腫れや吐き気もないため、軽い打ち身と思っております。しかし、軽い打ち身であったとしても、頭を打っているということは確認もしていることですので、まずは保健室に連れて行くなどの処置が必要であったのではないかというふうに私は思います。また、その状況を親にすぐ連絡をし、病院での対応をするようにすべきであったというふうに思いますが、それができないことがあります。まあこれらを考えますと、初期の対応の甘さに問題があったことであろうというふうに思います。

それから委員会でございますが、どんな調査をしたのかということでございますけれども、学校から報告を受けた後に事故があった現場に出向いて、学校から児童が落ちた状況等について説明を受けました。また、被害を受けた児童が保護者と話し合いをする中で、被害を受けた児童や保護者から説明を受けたところであります。

それから、事実と違うことがありますけれども、病院からの診断書を見てみると、小学校の階段に座っているときに足を引っ張られ、床、カッコをしてコンクリートということになってますが、に落とした模様と。それから、臀部（でんぶ）、後頭部を受傷、歩行時に左大腿（だいたい）後面から左臀部（でんぶ）にかけての痛みがあったようです。これが病院からの報告、まあ診断書であります。

これに対して学校の報告は、1階の階段の手すりの上に座っている被害を受けた児童の足を、加害をした児童が引っ張って落とした。被害を受けた児童は左手、カッコをして腕ということになってますが、から落ち、左側の背中と頭、これは左側面を打ったということになっております。このような状況でございまして、足を引っ張られて、そして頭を打っているということにおいては、この診断書と学校の報告書は違っていないというふうに私は認識をしているところです

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

ここへ、病院からの説明書を受け取っておる。で、この説明書をよう読む限りでは、これもう全部こ

う読む時間がもうないので、町議会にあての、これ、病院からの先生からの訴えも来ておるんです。ほんと、本人が、ここへ家庭からの事実をこれ、うそを家庭でつくって捏造（ねつぞう）して書いたもんじゃない。これ家庭からのあれで。後頭部には触っていない、子どもが頭が痛いのでふらふらするというとき、どうもない。先生は、何にもなかったと。子どもは頭が痛いから、ふらふらするからということで、この医務室へ連れて行ってほしいという訴えをした。それをどうもない、体育館に行きなさい。実際に子どもに、子どものけがの状況というものを見極めようとする学校の、こら担任の先生のすることじゃない。そのことに対して、大きな憤りを私は持つておる。

家庭に7時ごろ連絡、8時、7時に連絡することよりも、事故後においてこの状況というものを、本人はもう教師もおらんわけですから。どんな状況で落下したのか、どういう形でけがをしたのか、そのことも知らない人間が詳しく、こうこういう所でこうして落ちました、こういう状況で横から落ちました。あたかも見たかのように訴えをしてる、報告をしてる。両足を持ってこう、のけに落ちるように、両足抱えてやったら何で体が横を向くん。片足やったら話は分かる。そこらが、いろんな疑惑を絡めておる。

だから十分な調査をして、まあ小学校でも、一人はみんなのために、みんなは一人のためにと。一人の犠牲もさせないように、そういう申し合わせの標語を作つて、ね、生徒に教えておる。一人たりとも犠牲にはしない、いう方針なんですけれども、学校の教師が親にも子どもにも断りさえできないような教師、自分が悪いと知りながら逃げ腰になっている。かかわりを持たんようにしている。

ある病気で入院されている、同じけんみん病院へ入院されている子どもの所には、花束持って校長と担任の先生とがね、お見舞いに行っておる。ところが、学校でこの事故を起こした子どもに対しては、何ら断りにも何にも行ってない。結局子どもは今、学校不信ということになって、結局もう、この登校拒否をやっておる。そういう状況の中で、学校が断りもしない。断るべきです、子どもに対して。保護者に対しても、保護者に対しても断るべき。その断りを何にもしない。だからしょっちゅう、その家庭の方では怒りよると。

まあ、どこの学校でも、そういういろんな学校の責任というのを、まあかかわりを持ちたくないという逃げ腰になるのは分かるけれども、やっぱり子どもを、一人一人を教育の場であるんならば、やっぱり教育部の場で起きたことに対してはやっぱし断りを、誤りがあればやっぱり教師が断りをする。そういう信頼関係というもんがこれ気付かなければならぬんですが、そういうことが一切、入小ではできてない。私も大きな不信感を抱いてる、そういう学校に対して。自分の孫が行つておりますけれども。うちの子どもがこういう状況になったら、わしは許さん。

そういう内容なんで、明らかな間違いはもうすべてお分かりだらうと思います。学校から訴えがあつた内容に対しても、何らその内容を実情としてある、これだけ後遺症が出ておるにもかかわらず、それがどうもなかつたという内容の扱い方。これは、まともにその子どもにかかわりを持ってないという事実を示しておるんじゃないか、いう考えですがどうですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再質問にお答えを致します。

まず学校の方は、学校は病院の方にも何もしていないと、見舞いにも行っていないということでござりますけれども、学校から受けますと、再三にわたって病院には行つているということを、報告を受け

ております。

それから、現場で落ちたときの状況でございますけれども、学校は、これは先生だけが確認といいますか、先生がやったのことではなくして、そばにいた子どもたちが2人の子どもに確認をして、このような状況を報告をしているということあります。

それから、信頼関係をつくつていかなければならないということですけれども、当然であります、今後も保護者の皆さんに対しては、教育委員会、あるいは学校もですね、子どもに対しての学力保障等をしていかなければならないというふうに考えておりまして、一生懸命、信頼回復に努めていきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

持ち時間、残り3分切りましたので。

16番（竹下英佐雄君）

あと3分、ここへ出ちよる分。

議長（小永正裕君）

ええ。

16番（竹下英佐雄君）

はい。まあ、先の1つの、最初の質問でだいぶ時間くいました。

まあ、後でずっと調べて分かったことですけれども、まあ小学校にはケア的な対応もできない状況があるんだ。だから今、本当に現場のことにはできるだけくちばしを入れない、現場のことは現場で解決をするというのが私の気持ちですけれども、しかし、今の学校の中ではそういうことができないという点で、まあもっと委員会の権威をもって、やっぱり各学校に入って、十分生徒に対して十分な指導をする。学校の教師に対しては十分な指導をする。ここにも教育研究所があるようですが、いろんな予期せぬことが起こるわけですから、それに対してよりできるだけの、その対応の仕方というものをやっぱり学校側が踏まえてやらなきゃ、こらあ子どもの安全な学校づくりはできないと思う。

その点、再度、最後に聞いて、この努力ができるかどうかをお尋ねをしたい。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再質問にお答えを致します。

確かに学校というのは、安全な施設でなければならぬというふうに思いますし、子どもたちが安全な施設で勉強をすることはこれは当然であります、このことを教訓に致しまして、後日、町内の校長を集めまして、校長会の席で危機管理マニュアルの徹底をしたところであります。

まあ今後もそのことにおいてはですね、折に触れ、これまでのような状況ではなくして、やっぱり緊急な状況が起こったときには、そのマニュアルのとおりに行動をするような指導をしていきたいというふうに思つておりますので、こういう点でご理解願いたいと思います。

（竹下英佐雄君より「これで私の質問を終わりますが、十分これからも学校への注意は、教育委員会の権威をもつた内容でご指導をよろしくしてほしいと思います」との発言あり）

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩致します。

休憩 10時 38分

再開 10時 55分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、大西章一君。

17番（大西章一君）

それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、燃油の高騰支援策について再度お伺い致します。

県内各市町村ではですね、この9月の定例会において、数多くの市町村からこの燃油高騰対策支援が次々と打ち出されております。そこで、中にはですね、土佐清水市のように直接価格補てんをする所やら、あるいは土佐市のように施設の改修、あるいは改善に伴う補助金を出したりですね、まあいろんな支援策が打ち出されておるわけです。

そこで、町長は今定例会においてですね、黒潮町原油価格高騰対策本部と、非常にこう長い名目で、おっこうなようなまあ組織をですね提案されてるわけです。従いまして、私の方からはですね、本来はこの定例会において何らかの、町長から、まあ具体的な提案があるんじゃないかということで期待しておりましたけど、再度、もう一度この燃油の高騰に対して質問をさしていただきたいと思います。

まず、前回同様ですけれども、1点目は、私が質問したのはもう出ましたので、土佐清水のようにですね、実際に、ほんとに困ってるわけですので、何とか直接、重油の使用料に対して、直接価格補てんができるか、いう質問が、まず1点でした。

それから、もう1点はですね、県が緊急対策としていろんな施設を改修する、あるいは暖房機等を含めてですね、保温対策として改善をする、そのことに対して補助を出すと。その補助金が3分の1ということですので、まあ私がこの間、前回質問したのは、それでも農家にとっては大変な時期ですので、なかなか設備投資するのに迷うと。やっていいのか、やめようかと、そういうところまで来てるから、できれば、現在町が行っている整備事業の補助金ですか、15パーセント補助を、何とかこのときは緊急対策としてですね併用できんかと、そういうことでまあ2点質問させていただいたわけです。

そこでまあ、今回、町長がですね、私の期待してた分ですけれども、対策本部を新たにまあ設置することですので、取りあえずですね、次の4点についてお伺いしたいと思います。

まず1点はですね、その原油価格高騰対策本部とはですね、どのようなメンバーをもって、どのような構成で、いつ、それを立ち上げるのか。これを明確にお答えいただきたいと思います。

それから2点目は、先ほども言いましたように、A重油を使用している一次産業、農業、漁業者を含めてですね、直接価格補てんをする考えはないかどうか。これが2点目です。

それから3点目は、県の補助事業3分の1と先ほども申し上げましたように、町のハウス整備事業にはですね、15パーセント補助がありますが、それを抱き合わせてまあ45パーセントの補助であれば、何とか苦しい農家もちょっとやってみようということになろうかと思いますので、この考えはないのか

どうか。

それから4点目として、対策本部が決まりですね、支援策が決定された場合、実施時期はいつなのか。昨年にさかのぼって施行されるのか、それとも決まった時点から施行するのか。また、その期間についてですね、お伺いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の、6月議会にもお尋ねでございましたが、原油高騰についての補助に対して、どのように考えておるかということでございますが。今定例議会の冒頭に行政報告として申し上げましたように、黒潮町原油高騰対策本部というものを直ちに立ち上げてですね、その対策をということで表明を致しました。

まずその、農家のまあA重油、あるいは漁家のまあ燃油について、直接的な、金銭的な支援はできないかということでございますが、年初来1バレルが100円を、ちょうど1月1日でしたか突破致しまして、130円、140円というようなときもございましたが、まあここに至ってですね、だいぶ下がってきたという傾向、状況にあります。しかしながら、末端のですね重油の値段につきましては、もともとその中国等、ブリックス諸国等がですね、経済的に発展してきたということで、油の需要が増大しておるというようなことも原因の一つにあるわけですので、そう簡単には下がらないんじゃないかなと、ちょっと長期戦になるなあというふうな思いをしております。

まあ、そういう背景を踏まえてですね、まあ末端で今、農家のA重油が120円そこそこと致しましたら、それに対して1円なり、2円なり、3円なりと、リッター当たりの補助ということは、もうほんとに実効性のないというか、全く補助にはならないと、もう気持ちの上だけだというふうに認識しております。

まあ、そういうことでですね、対策本部を立ち上げた背景には、そういう補助等でお茶を濁すということじゃなくてですね、本当に漁家にしても、農家にても、この度の原油の高騰を受けてですね、ほんとに生き残れるかどうかというのは非常に深刻な状況にあろうかと思います。まあ、特に施設園芸の農家にしましたら、この冬の作を、一応去年来のですね、やっておった作付けでやってみると、しかしながら、その結果によって来年はどうなるか分からないというのが、生の声であります。

まあ、そんな状況ですので、ちょっとした補助ですね、立ち直れるとか、そんな内容じゃありません。そういう意味で、ここは関係機関ともですね協議をしながら、本当にその生き残りを懸けた支援ができるかということを協議してですね、実行性のある支援をしたいということで、こういう対策本部を立ち上げるということになったわけです。

まあ、この対策本部につきましては、議会が明けましたら直ちに庁舎内でですね組織を致しまして、そして、関係の漁協、JA、商工会等々ですね、連絡協議を取れるような組織体制にして、そして庁舎内に相談窓口を設けます。相談窓口につきましては、今、既存のですね、いろんな支援事業等を農家、漁家、また商工の皆さんにつないでいくと。そして、同時に協議をしながらですね、先ほど申し上げました実行性のある対策ができないかを協議していきます。と言いますのはですね、次にまあ、直接補助の件と対策本部については今お答えしましたが、次に、まあ県補助の省エネ改善ですね、ハウス等の省

エネ改善に対する継ぎ足しという点でございますが、まあ土佐町でもそういうことをやるということでお出でおりました。

しかしながら、現在ですね、黒潮町で希望をされておる方が5名ほどおるわけすけども、ほとんどがミョウガであろうかと思います。まあ確かにミョウガが特にその、油に対する依存度が高いということですね、非常に厳しい状態、これを何とかという思いは確かにあります、果たしてミョウガの方だけにですね、私の決断で支援をしてですね、事が足りるのかということが一つございます。それで、やはり協議をした上でですね、取りあえずその今の支援申請者に対して、あるいはこれから申請者があれば、支援をしようということになれば、それはそれで実行しなければならないと思いますけども、現時点ではですね、あまりにも偏った支援になりはしないかという思いがあります。

というのは、まあ弁当屋さんに弁当を買いに行きましてもですね、町長、天ぷら油が上がって何ともならん、何とかしてくださいよというような話を聞くわけですので、まあ、あらゆる産業ですね、この度の油の高騰については被害を受けておるということですので、その支援についてもですね十分そういった公平性等、配慮を持ったものでなければならぬと、くれぐれも思っておるところです。

それから実施時期についてですが、当然その協議の中ですでねいろんな形の支援が出てくれば、その支援に応じて、実施時期、あるいはさかのぼって適用するかといったようなことも話し合われるべきじゃないかというふうに思っておりますので、今の時点では、どういう内容で、どの時期にというふうなことは考えておりません。お答えできない状況にあります。

また、ちょっと新聞記事等ですね、いろいろ、あっちこっちで対策ということもありますけども、まあ一つ、西の方の某市の3円の補助すけども、実際にはですね、ある出資配当みたいなお金があつてですね、議会の方からも、早くそれはもう一次産業等にですね使えというようなことを言われておつて、このたびたまたま3円を設定をしたらですねぴったり金額も合ったということで、そういうふうに使うことにしたが、新聞にはそのような内容は書いてなかつたと、市長自身がおっしゃつておきました。

まあそんなことですね、それぞれの市町村で事情もあってのあれかと思います。また、隣の市の補助についてもですね聞きましたら、総額がわずかで、ほんとにまあ失礼すけども、ほんのわずかの補助ということで、それがまあ新聞の記事になるとですね、非常にこう、ああいう形で出るということですね、まあ私としては言葉は悪いすけども、そういうことに惑わされることなくですね、第一次産業の生き残りを懸けた支援ができるかという思いでありますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

ただ今、4点質問致しました。

まず1点目ですね、その対策本部はいつ立ち上げるぞと、明確に答えてくれと言つた点につきましては、議会終了後直ちにということですので、まあそう理解しておきたいと思います。それでまあメンバーは、庁舎内において各機関と連絡取り合つて話し合うということです。

私ね、非常に残念に思うんです。それから、議会たんびにこう質問しながらむなしいなと思うところが若干あります。非常に大変失礼な言い方かもしれませんけど。これは、審議会、検討委員会、これからまあ今回の対策本部です。いろいろ組織は立ち上げますけどもね、やっぱり町長の姿勢があつて、考

えがあつて検討、審議、それから対策本部というもんをぜひやつていただきたいんですが。何か、考えなくしてその検討委員会があつてよね、まあ検討委員会の雰囲気によって政策を打つとかいうような形の、まあそらあ極端なとらえ方かもしれませんけど。けんど、何か今までそういうふうに映つてしまふがないがです。で、やっぱり町長の姿勢、あるいは行政、執行部のよね姿勢が先に出て、それで民意を問うと。何か、民意を問うて後からついていくような形に、私の場合は非常にこう、まあ私だけかもしませんけど、そういう感じが受け取れるわけです。だから今度のですね、対策本部をまあつくるに当たつてはですね、それ相当の町長のやっぱり考え方というもんをしっかり持ってですね、審議なり、検討なりしていただきたい。それをぜひ申し入れておきたいと思います。

それから、その2点目についてですね、直接価格補てんということはあまり実効性がないと。まあ清水は3円、これはまあ先ほど何か投資したようなとこがあったということですが、もしその直接価格補てんについて私はですね、例えば6月議会でも、全農が2円、単協が1円補助しますと、だから行政としても何とかなりませんかと。だからもし清水のようにですよ、3円出してもらつたら6円になります。6円ということは農家にとって、1回重油を農協に電話で持つて来てくれと言つたら、必ず1キロリットル、1,000リッターを持って来ます。そうすると、そのために6,000円はですね安なるが。まあ安なるいうか補助が出るわけです。そしたら非常にその、助かると思うんですよ。それを肥料代に置き換えて考えてもいいんでしょう。ただ、頭からですよね、それは実行しないというのはね、認識はちょっと、この緊急事態ということを認識してるんであれば、改めていただきたいと思います。ほんとに農家はですね、今、ビニールもどれだけ上がるやら分からんなど、あるいは肥料はもう既に、まあかなり買い込んできましたけど、もう来年はどれだけ上がるか分からんという、そういう不安を抱えて一生懸命なんですね。

そうしてまあ参考までに、いつも言うことですが、まあ農家だけじゃないんですけども、漁業もですけど、この町は一次産業の町なんですね。で、まあ漁業の方ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、農家にしてみてもですね、シルバー人材センターの人材を年間に1,100人ぐらいは、農家がですよ、直接ハウスへ来ていただいて、あるいは稻を刈つてもらつたり、そういう仕事にですね1,100人程度の雇用を生んでるわけです。それからまた、選果場として選果機も入れていただきましたけど、そこに一日平均すればですね40名ぐらいの雇用が生まれてるわけです。

ほんで、現在はちょっと農協が弱つきましたので、職員としてまあ今朝、ちょっと職員に聞いた話で正確ではないんですけど、約50名ぐらい現在、だんだんだんだんもう減つてはきてます。でも、そういう人たちですね、やっぱり生活してるんです。それには家族もおるしよね。そういうことから考えていくと、私はこの原因を緊急事態においてですね、もう少し迅速に、早く手を打つていただきたい。それがまあ私の気持ちでした。まあ非常に残念に思うわけですけど、そういう気持ちですね、町長も私たちと同様にですね、町民の負託をもううて頂点に立つてるので。だから、町長がね皆さんのお意見を伺うてからいう形じゃ困るんですよ。やっぱり町長の考えがあつて、町がどっち向いて行つてかなどと、それに対して民意を問うという形ですね、できればリーダーシップを取つてぜひそう、そういう感覚でやっていただきたい。特にこういう緊急事態はですね、さつと手を差し伸べていけるようなそういう体制がほしいなと、まあ私は思います。

そこで、もう1度ですが、今度の対策本部に対してですね、実際、町長のお考えで全くもう、その直接価格補てんは考えていないのかどうなのか。それから、もう1点はその3分の1補助は、先ほどは

どうもミョウガに偏らせんかというようなことでしたが、それであれば私ちょっと提案もありますけど、まあこれ近々ですか暖房のバーナーの先にですねある部品を付けて、まあ10万ぐらいなんです。それを皆さんのお暖房機に全部配ればですね、1割は必ず重油代が、燃費が下がるという機械があるようです。まあこれは当然、関係機関と実験もし、来ていただいて検討してもいいですが、公平性を言うならですね、油を使う暖房機にすべて機械入れらしてですね、それを補助するという形があるかないか。

まあ、私たちはその使用料の方にミョウガいうて例えられますけど、やっぱりほんとはですね、したいといつてももうようやらん農家も境に来てるわけです。だから私はこの間言ったのも、もうちょっと助成していただければやってみろうかという、まあ何でも境はあるわけですから、ただ30パーセントよりは45パーセントになりやあ、よし、私も思い切ってやろうと、やってみろうという方が多分おると思います。ほんでもまあ年齢的にも、もうおりやあ投資することは怖いと、もういかしたらやめらあという人も大半おるんですよ。おるけんど、若い人たちは絶対、いろいろ悩んでると思います。まあそういう面で、あらためまして、直接の価格補てんは全く考えないのか、考えるのか。

それからもう1つ、考えを持ってまあその対策本部を構築してくれるのか。それから、その補助の併合性について、確かに今のあれではリースのハウスについては使えないという条文が入っていますので。けんど、それを緊急事態としてですね、何とかやれないもんか。この2点。

それとその、まあついでながら申し上げますけど、私らで直接補てんの場合も、せつかくいつでしたか、給与のカットをしていただいて、その余剰金はどこへ使うたやら分からんように、使わんようにですね、有意義に使うてくださいという提案をしたことがあります。まあ後ほど、今回のですね一般質問者、西村さんの中に、その金額のことは取り上げておりますので、あえて深く入りませんけど。そういう金をですね、こういうときにぜひ使っていただきたい。そうすることが町民へのですね、非常にサービスじゃないのかなと、そういうふうに思ってますので。

もう1度聞きますけど、その直接の価格補てんと、それから補助金の問題。まあ、これから検討する言っていることですから、ただ、町長として案を持って望んでくれるかどうか、お伺いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の、原油高騰対策についての再質問にお答え致します。

まあ町長として、執行部として、考え方を持ってですね、それから民意を聞くという姿勢が必要じゃないかということですが。私にしましたら、その対策本部立ち上げること自体がですね、そういう思いです。

あれから6月の議会のご質問を受けてからですね、まあ受けたからということでもないですけども、関係機関の支所長等に来ていただきまして、いろいろ現場の声も聞き、また、その対策支援のですね、どんな方法がいいのかということもいろいろ議論も致しました。ほいで私としては、まあ肥料代が年間黒潮町でですね、ちょっと調べていただいたんですけども1億近い掛かると、でまあJAを通じての購入の場合は、まあ来年の、今度の作の分はですね、前の値段といいますか、高騰前の値段で予約でですね確保できてるると、まあこいつについては来年以降の話やと。

それから、むしろ農産物の出荷額、あるいは魚のですね出荷。この出口、入り口の問題で、出口の方に出荷する金額に対して何円とかいうふうな、むしろ補助はできないもんか、現場の声も確認しました。

なかなかどの方法もですね、まあいろいろ微妙に難しい面がございます。そういうことで、まあそういうことを協議の上でですね、やるということになれば、一定説明もできるんじやないかという思いで、これは、むしろ町長の思い付きですね、何とかの組の皆さんに補助しましょうとか、そんな話じやないんじやないかというふうに思った次第です。

ほいでああ、そういう意味で、直接的な支援はという、するのかしないのかということがあります。まあ当然、気持ちの上の部分もですね、まあさっき言われたように、1円、2円の積み上げがですね6円にもなるというふうな観点からすればですね、そういう方法も実効性がないとは言えないんじやないかとは思っております。

まあしかしながら、本当に考えれば考えるほどですね、漁にも出れない、来年の作付けができるないというふうな事態が十分考えられますんで、本当に思い切ったですね金額的にも支援も考えております。黒潮町として一次産業がまあこういう状態ですね、どんどんやめていく人が増える、出てくるというようなことになりますと、今のJAの関係でもですね、もう産地としての形成というか、ロットがまとまらないというような状況になればですね、もう産地としての販売力というか、そういうものも失われていくわけですので、ほんとに大変な事態になるんじやないかと思います。そういう意味で、ここはですね、金額的にもやるべき支援がまとまればですね、漁家に対しても、農業に対しても、商業に対しても、一定のまとまった支援も、思い切った支援も、視野に入れております。まあそういうことですのでご理解を。

それからついでですが、今度のことはですね、スピード感を持ってかかわりたいと思っておりますので、この間知事と、対話と実行の会の後にですね、2人で30分ほど話しました。まあその内容については、黒潮町の抱えた5つほどの課題と、それから、この原油高騰対策の本部を設置するから、県も連携を取ってですね、支援してほしいというふうなお願いを致しました。知事も、ぜひやってくださいということでございましたので、まあ立ち上げてですね体制が整いましたら、県の方にも各関係機関に出向いてですね、なお既存の支援等々について確認もしながら、あらためて県の支援もお願いをしてくるというつもりでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

肥料代までちょっと数字も出てましたので、まあ思い切った支援をするということで、これ以上の答弁はですね、どうも対策本部ができんことには、もう返事がいただけんわけですが。

まあぜひですね、私の方にもちょっと手元の資料で、まあA重油に限って言いますとね、漁業関係で293万リッター、まあちょっと省略しますけど。それから、農業関係でも203万8,000リッターぐらいです。ほんでもまあ両方合わせても500万リッター、仮に1円だったら500万です。3円出してくれりやあ1,500万です。このぐらいの、まあ思い切って支援するということでしたらぜひ、この直接、これが一番重油を使ってるわけですから、一番公平性な、緊急事態の中では一番公平だと思います。まず、これはぜひやっていただきたいと思います。その後ですね、改修とか補修とか、まあ県の補助もありますので、いろいろまた考えていただいてという形で、ぜひまあ対策本部へ臨んでいただけたらなということをお願いして、この問題についてはまあ対策本部はまだできませんので、私の方は終わら

して、あ、どうぞ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ちょっとその、思い切った支援というとこですね、ということで、背景としてちょっと申し添えたいことがございます。

高知県のまあ漁業を取りますと、高知県の漁業は沿岸漁業いうか、油に頼る漁業をやられておる方ですね96パーセント、それで、油に依存する全国平均が、まあコストの中でですね、油の分が全国平均は19パーセントだそうですが、高知県の場合は30パーセント、コスト的に占めておると。その中でも黒潮町は、特に佐賀の漁業についてはですね、まだその凝縮した状況にあると。ですから、油に依存する率が非常に全国的にも高い状況。そして、国や県の支援策はですね、なかなかその、どこに魚があるか分からんという形の状況の中で操業をするという漁業には、なかなかその支援策が当てはまりにくいといった側面もあります。ですから、われわれ行政、黒潮町としてですね、これは思い切った支援も考えなければならないという背景にあります。

それから、農業についてもですね、ご案内のように農業の生産額は高知県の場合は32番とか、全国で34番とか、そういうところにありますけども、単位面積当たりの生産額は全国で5位です。ということは、ハウス等のですね施設園芸によって、いかに集約的な農業が営まれておるかということですので、今度の重油の高騰はですね、高知県の農業そのものに非常に全国的にも依存度が高い農業形態でありますのでダメージが大きいと、黒潮町にとっては旧大方地域での施設園芸に非常に凝縮されたダメージの大きさがあるということで、この両方から考えますと黒潮町としてですね、ほかの市町村に類を見ないような思い切った支援をやってもおかしくないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

大変前向きですね、心強い答弁をいただきました。

過日、県知事とも、佐賀であった懇談会でもですね、県知事は高知県は一次産業の県ということで、まず足元を固めることをしっかりとやるということですので、町長にもですねぜひ足元を固める政策ですね、大いに奮闘していただきたいと。そういうことで、1つの原油については私の質問を終わります。

次に教育関係ですけれども、全国の学力テストの結果が発表されたと、黒潮町の教育について聞くということで、まあ1点目ですね、昨年と比較し黒潮町の結果はということは、今議会で西村議員の答弁にもありましたので、私の場合はもう漠然と聞いただけでしたので、割愛させていただきます。

ほんと2点目ですね、正答率に所得格差の傾向があると。まあこれは、所得格差いうがですからまあ、貧乏人と金持ちというようなもんでしょう。そこへ、黒潮町においてもその傾向はあるのか。あるとすればその原因と対策をどのように考えているかという点が1点です。

それから、もう1点は基礎学力の向上、まあこれ県も挙げてまあ日本全国ですが、今、挙げてます。また、全国的にですね教育の荒廃という問題で、大変大きな問題、テーマを掲げているわけですが、その教育の根源はどのように理解し、生徒にどのように伝えていくか。また、その理念が描かれているの

かという、大変抽象的ですね、答えぬくいかと思いますが、まあそのへんをお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは大西議員の、全国学力テストの結果が発表された黒潮町の教育について問うということについて、お答えをしたいと思います。

1番については、昨日、質問者にも答弁を致しましたので、それでご理解願えるということでしたので、これは割愛をさしていただきたいというふうに思います。

2番目の件でございますが、所得格差の傾向があるかとの質問についてでございますけれども、確かに全国的には昨年度、それから今年度の調査とも、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られたり、それから、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校は、学校の平均正答率にばらつきが大きく、その中には平均正答率が高い学校もあるといった状況にもあります。

このような状況の中で本町の状況を見た場合に、昨年度も、それから今年度も、就学援助を受けている児童生徒の割合と、それから平均正答率の間には、はつきりした相関関係というのは認められません。就学援助を受けている児童の中にも、非常に学テの成績が高いというふうなこともありますので、一概にそういう全国で言われているような状況は、本町にはないというふうにご理解願いたいというふうに思います。

それから、基礎学力の向上というが、教育の目指す目標、あるいは教育の根幹をどのように理解をし、生徒にどのように伝えていくか。その理念が描かれているかということでございますが、大変むつかしい質問内容になっております。

教育の目的というのは教育基本法第1条に、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成というふうに規定をされておりまして、いかに時代が変化をしても、国家、社会を形成をしていく一人一人に人格の形成を期して行わなければならぬというふうに考えておるところであります。

学校においてはこの目的の実現を図るために、基礎、基本を確実に身につけ、いかに社会が変化をしようとも、自ら課題を見つけて、自ら学び、主体的に判断をして行動し、より良く問題を解決する資質や能力、それから自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、そして、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力を育成をしていかなければならぬというふうに思います。

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会の時代であるというふうに言われております。このような時代を担う本町の子どもたちこそ、知、徳、体の調和の取れた発達を基本としながら、生きる力をどうしてもつけていかなければならないというふうに考えております。

そこで本年度、本町の教育行政方針の中にも、このような現代社会の変化に柔軟に対応できる、創造性豊かで、たくましく生きる力を持った人づくりに取り組んでいくということを掲げておるところであります、そういうことをこれからも頭に入れて、取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、大変抽象的な質問ですね、まあ回答も方もですね、憲法に保障されたような回答がいただけましたけど。

私ちょっとね、まあ、あまり学校も出てないんですけど、日々感じてることは、どうも教育については、今、知識を教えることばかりが一生懸命になってよね、先ほども教育長が言いましたように、人格の形成、人を育てるという分野がですね、何かこう、もっとしつくりいってないなと。何か、知識の空走りのような感じですね、まあそら大変こういう時代ですので、知識がついてなきや、西村議員も言ってましたけど、ほんとに大変な時代です。もちろん知識も必要なことは大事ですが、まあ教育は百年の計にありと言われるくらいですので、やっぱり伴うてですね、人格が形成されていくのがまあ教育じゃないかと、そういうふうに私は思っています。

ほんで、そういう意味ですね、例えば昨日ですか、西村議員の答えの中に、県の教育委員会はですね、これから学校を巡回して教育指導をすると、まあこれは話にちょっと聞けば、教職員でおって退職したような人がですね、またもう一度復職してですね、まあ指導に回るというようなことも含まれてるようですが。

それからもう1つはですね、家庭教育をまあ監視言うたらおっこうですけど、まあ家庭教育についてもやってるのかやってないのか、一応指導に入るということ。それから、まあ外部講師を招聘（しようへい）していくということ。まあ、まだちょっと聞き漏れがあるかもしれません、まあちょっとそういう答弁をされたわけです。

私はどうもその学力というのは、やっぱり知力なのかなと。知力で査定されてるのかなというような感じが、どうもするがです。ほんで、私どもはこのことを、ちょっと自分はもう学校も出てませんけど、はっきり、ちょっと、2人の児童のですね感想文を読んでみますので、どう感じるかいうことからまあ質問に入らしていただきたいと思います。

ほんで、次長のですね、実は奥さんが南郷小学校で6年を担当してくれました。まあ教育長もご存じと思いますけど。実は保護者の方からですね、あんたの農業の作物の育て方は子育てに通じるから、保護者に対して話してくれというようなことですね、呼び出されまして、まあ1時間程度しゃべったんです。ところが行ったらですね、急きょ先生のエゴですね、前に児童をバツッと座らされたわけです。前に児童が座って後ろに保護者ですので、これどっちを主にして話そうかと、もう頭の中真っ白になりました、まあやったときの話の中からですね、児童がどのように感じてるかいうのを私に全員が感想文をくれてます。まあそのうちの2点、これは決して私、自慢するためにやりようがないです。読んでみます。

最初はですね、松田真帆さんという方ですが。

私が大西さんの話を聞いて良かったなあと思ったところは、目標を持つことというところでした。最初、目標を持つことが大事といつても、なぜ大事なのか話しているのを聞いていると、私はなるほどと思いました。私はあまり目標を持ってませんでした。持っていても、ただ持つとくだけでなかなか達成できなくて、あきらめました。私の気に入った言葉は、目標が逃げるんじゃないなくて自分が逃げてるというところです。確かにそうだなあと思います。いつも自分ばっかり逃げているから達成できないのかと思いました。まだ目標は決まっていないけど、ちゃんと決めて自分が逃げんように頑張ります。

こういう感想文です。

それからもう一点はですね。

私にはまだ夢がありません。大西さんの話を聞いたら、大西さんはいろいろな例え話をしてくれました。まいた種は生えるという話で、何かをすれば結果が出ると聞いて、そうだなあとすごく納得しました。私は今、児童会長に立候補し、そして当選したばかりです。立候補する前から児童会長になりたいなと思っていて、でも自分が児童会長をきちんとできるかという不安もありました。大西さんの、何もしなければ結果は出ないという話を聞いて、悩みよつたらいかんなと思いました。せつかく当選したがやけん、まず良い結果を出したいです。目標は逃げない、逃げるのは自分という話を聞いて、自分も逃げたらいかんなと思いました。

まあ、こういう感想文ですね、全員が書いてもらって私のところへ持つて来た。私はもう、こんな感想文もいただけるとも思つてなかつたしですね。けんど今、ここでですね、高知新聞にも、学校、家庭をどう支えるというような記事が出てますけど、その中にもですね、まあ全部は読みませんが。

高知市の教育委員会は昨年12月、家庭学習の重要性などを訴えるリーフレットを配布。家庭学習問題集も作った今回の結果では、中3、これは中学3年生ですから、授業以外の学習時間が増加、同市の教育委員会も、高知市の子どもたちが変わってきた感じがすると。ただ、同市内の、ある中学校の教員らは、経済的に苦しい家、勉強を見てやれないとこ、それから子どもの勉強に関心の薄い保護者には、家で勉強させてくださいと言えずにいる。学校へ来させてくださいと言うしかないと。昨年より、かなり多くの夏休みの宿題を出したが、提出できない子は少なくないと思う。これは宿題だけではない。家でできなければ学校に居残り、夏休み返上で補修も聞く。さまざまな手を打ってきた学校も少なくない。けれども、その結果が問題ですね、なかなかまだ成績が上がってないということで。生活状況が気になる子が相当数に上るという県西部の中学校の教頭は、心が学習に向かない。

ここなんですね。ほんで、心が学ぶ気になってない者にですね、いくら押し付けても頭に入らんと思うがですよ。ほんでそれが、一番大事なのは小学校時分じゃないのかなと。そう思うから私、ちょっとまあ感想文をあれしたがですが。

ぜひですね、感化教育というものをもっとウエートかけたらどうかなと。この感化教育っていうのはね、ほんとに体験話を話すわけですので、必ず相手の心に入ります。が、体験のない話をですね、なんぼ理論ぶって話してもですね、そらあもう理屈としてしか聞きませんので、子どもにはなかなか入りません。だから、僕は以前も、幡多農高のですね50周年記念のときに、まあちょうど提案してうちの娘は卒業しましたので、次の年が50周年いうときの評議委員もさしていただいたわけですが、そのときにも同じことを言いました。

実業界から有名な社長さんを引っ張って話を聞かすか、あるいはテレビのブラウン管で毎日顔が出てくるようなスターをですねいきなり呼び付けて、感受性の強い高校生に聞かしたらどうですかという提案をしたことがあります。でも今は、だんだんスピードが速くなりましたので、できればですね中学生あたりにはですね、ぜひこういう感化教育いいますか、ほんとの自分の体験を話してくれる、そういう講師をですね、ぜひ企画して講演会をやってみてはと。まあ、その考えがあるかないかを聞くわけですが。

まあなぜなら、久しぶりにこの間も産業の関係で佐賀の方ですか、言うたら佐賀町出身のですね高知アイスの社長さんがですね、自分の体験話を現況を踏まえて説明してくれました。やっぱり、ほんとに

やってる人の話聞くとですね、ああ、なるほどなど大人でも感動するんですから、できるだけ小学校、中学校の義務教育の間にですね、そういう感動をですね、心が動くような感動教育をぜひ取り入れてもらったら、むしろ、それから基礎学力が伸びてくるんじゃないかなとそういうふうに思ってますので、もう時間もあれですが。

教育長、そういう、まあ道徳教育っていいですか、精神的なよね教育を取り入れていく考えがあるかないか、お伺いします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは、再質問にお答えを致します。

まず最初に言われましたように、教育というのは、その知識だけではないがじやないかということをございますが、これはもう当然でございまして、先ほども言いましたように、やっぱり子どもというのは、知識、それから知の部分、それから徳の部分、それから体力の部分ですね。まあ、この3つがやっぱり調和の取れていなければならぬというふうに思っておりますので、この3つが調和が取れて初めて生きる力になっていくもんであろうというふうに考えております。

それから今、感化教育ということが言われました。大西議員が小学校へ出向いて行ってその話をしたということで、小学校の子どもたちがその話を聞いてですね、目標を持ったと、持つことが大切であるというふうなことが言われたということで、非常にですね、小学校のときにそのような目標を持つような授業というのは大切であろうというふうに考えておりますので、このことはですね、今後まあ校長会等あたりで、今日のことを踏まえてですね、一度提案をしてみたいというふうに考えております。

それから、学力向上ということにつきましても、昨日の質問者に答弁を致しました。県の方としましても、やっぱり高知県の教育というのは、今のような状況ではいけないということになっています。ですから、県としましては5つの改革ということで、この間、知事が佐賀へ来たときにも、その説明があったように思います。まあ、そのことを踏まえてですね、本町も随分その恩恵を受けておりますので、そういうふうな取り組みもしていきたい。

それからもう1つは、先ほど言いましたように、子どもたちが人から言われて嫌々机の前に座るというふうなことではですね、決して学力というのは上がってこないということは私たちも分かっております。やっぱり、子どもたちがですね楽しい授業を受けると、学校に行ったらほんとにこの授業が楽しいと、分かる授業じゃというふうなことを踏まえてですね、自学自習ができるような状況にもしていくいかんというふうに考えておるところであります。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

知力ばかりじゃないかという、まあ大変憶測で失礼な質問を致しましたけども。

僕は先ほども言いましたように、まいた種は生えると、ほんで、まかぬ種は生えんがです。ほんで今、教育界が荒廃して何ともならんように全国も言ってますけど、ほんとにその結果が出てるわけです。だからまあ例えですね、今日町長が答弁して、実行するいうてやってくれたことはですね、必ず結果が出ることと。だから私は、今結果が出てるものと、ずうっと原因をたどっていったら何なのかなど、そ

ういうふうに考えるとですね、やっぱり、若干心の面が遅れてるかなと、バランス狂ってるのかなと、そういうふうにまあ感じたわけですね、ぜひ教育長、その精神的な面がですね、子どもが心を開いてですね一生懸命前向きに勉強したいというようになる教育をですね、外部講師で結構でしょう。ただ、先生上がりは私ね何回も話聞くんですけど、確かに知識はあるんですよ。あるけど、理論で逃げて理論で説得するようなところがありますんで、まあできればですね、ほんとに学力上げろうと、ちいとやる気を出さそうというんだったら、だまされたと思って実業界の実際成功した人なんかを、ちょっと近くの講師でかまんと思いますが、話さしたら相当感動すると思います。

今、感動する教育があまりないんじゃないかなと思いますので、まあ最後にそのことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

大変いい質問をしていただいたというふうに思っております。

感動をする授業や話を聞くということは、これは子どもたちにとってはほんとに大切なことだというふうに思っておりますので、また、そういう講師がですね大西議員が知っておれば、学校の方にも、あるいは教育委員会の方にもお知らせ願いたい。それを参考にしてですね、先ほども言いましたように、校長会等に諮っていただきたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

これで大西章一君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 11時 47分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、今後の日程について議会運営委員会を開きました。

委員長から報告をお願い致します。

議会運営委員長（竹下英佐雄君）

午前中に、お昼前に議運を開きました結果について、ご報告を致します。

今日の一般質問、11番の田辺守君まで。12番、宮地葉子さんの分は明日に致しまして、明日あと7名の方が残るわけですが、大体明日、あさってと2日、順次最終日にかけて十分時間的にも余裕がありますので、余裕をもって運営をしたらということで、今日の最終は11番の田辺守君までということで決定を致しました。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

通告に基づきまして、3点ほど質問致します。

1点目、小学校のまあ児童の事故処理についてですが、これ何回もやって早く1年になるわけですが、事故発生から。それまでまあ私も学校へも時々行って、まあ児童、または保護者の方とのケアいうか、いろいろ手だての方をまあお願いしながら、雑談して帰ってきております。まして、教育委員会にも出向いてまあいたら保護者、義務教育の現場で起こった事故処理についてのまあ意見も時々まあして、その対応をまあお願いしておったわけですが。

せんだってこの議会前に学校へ行って、校長、教頭、担任の先生と話する中で、この児童の解決方法として、3者で、学校と教育委員会と話し合いをしたことございますかと、まあいたら、そういう話し方したら、いや、1回もしておりますと。ただ校長が出向いて行て話ししたり、事故が発覚してから担当の教師が行てまあ話ししたりするだけで、ほんとにこの問題の解決に向けた話し合いはしておりませんという、まあ結論に達したわけです。ほいで、そりやいかんと。で、教頭でも受け持ちの先生でも、これだけ、いうたら長期に休むのに、まあ責任ある対応していくという教育委員会の姿勢が見えんやないかと。学校からぜひそういう話し合いを、場をもってもらうように申し出してくれという話をした経過がございます。

ほんで、我々この事故が発生して、気が付いて議会で取り上げて、教育厚生委員会で付託されて、委員会の中で、学校校内のことについては時間はどうあろうとも、教育委員会の責任ですということをまあ教育長が明言したわけですが、その折にこの事故について責任ある行動を開示するようにお願いしておったんですが、まだこんにち、入院したり退院したり通院したり、まあいろいろ繰り返しておるわけですが、そういう最初はまあ軽傷である、まあ考えが甘かったという教育長の答弁もあったし、まあそれはそれとして、これだけ1年を過ぎてもそういうことを繰り返しながら、今の入野小学校にまた行くということは、この児童が嫌がっておる、転校したい、そういう話しをしておる、聞いておりながら学校と協議をしない。この児童の対応について。そういうたら、責任というものは学力を落とさない、保障することが責任であるとかのような答弁を繰り返しておりますけれども、我々の議会から、また町民から委員会サイドに義務教育の現場、責任あると言うた言葉について、口先であってやね、何ら対応しない。自分で、委員会としてようやらん場合には、町長に相談して対応してもらいたい、解決してもらいたいということは申し出ておるけれども、こっちが言うまで行動しない。何のための教育行政、委員会であったり、何をもって責任があると言うたのか、その責任の言葉の重大さというものはどこにあるのか、自分が何をせないかんのか、再々そのことは私も委員会へ出向いて話しております。せんでもこの質問をする折に、9月議会には2、3点注文をつけて調査しちょっとてくれという話をまあしておりまして、まあそれも昨日で確認できましたけれども。事故があつて、そのまあまあ何日かしてから、日にちは聞いておりませんけれども、教頭が出向いて、保護者のとこへ、自分でこけたことにしちょっとてくれと。また、後日何日かたって、示談をしてほしいと、こういうことを言うて来たというがは、私も保護者に聞いております。本当に当初のけがした折に、また、子どもがいたら廊下で泣きよう折の先生の対応、その後の行動から言うて、いろいろな児童に先生に対する不信感を、この1年間抱き続けております。学校へ行きとうないと。そんなうそを言う先生のとこへ行きとうないという、それは聞いておると思うんです。それを聞いて、教育委員会何ら対応しない。したという経過があれば、ご答弁お願いしたいと思います。本当に我々が3月議会で取り上げてこんにちまで、夏休み中は入院しちょったようですが、その後のいうたら子どものまあ対応なり、子どものそういう日程、何日入院して何日退院

しちょったのか、学校へ何日ぐらいまあ登校したのかいうがが分かっておれば、その1点目のことで報告していただきたい。

ほんで、町長にはこういうその任命権者として、こういうその1年も軽傷、まあ当初は軽傷であるけれども、1年もこの事故が被害者に対する対応を遅れてきた。この責任はどうお考えなっておるか、町長にもその点をお伺いしたい。

ほんで、教育委員長については、今後、まだ休んでおるわけですので、どういう会をもって何人の構成で、学校とこの事件の解決を協議したいと思っておるのか。そのまま学校スポーツ保険で対応医療費を見ておるからそれで十分であるのか、それ以上のことはできるのか、できるのか。そういうことを学校側と協議する機会を持つ考えが、委員長として、その点をお伺いしたい。

2点目。事故発生から1年を経過する中で、教育委員会は責任あると委員長が述べたわけですけれども、その責任がある行動。僕はいつも言っている。子どもが悪い、仮病じやとか保護者がこうじやとかいうて、相手を悪う言わんずつに、もう親子ともども、いうたらケアするような行動をとつたらいかがですかと。物事はその人の対応する人間のハートと心ですよ、ね。こういう問題は、いうたら心とかお金で解決するしかないんよ、これは。ね、そうでしょ。最初から保護者にいうたら触ろうとしない。話を、対話を交わそうとしない委員会の姿勢が、ここまで児童の回復を遅らせていきようし、保護者のね、気持ちをかく乱させておる。僕も再々電話したりどしたりとか伺う中で、大抵、もう本人はいうたら介護に疲れて休んでますわ。何でそういうことができないの。いつも言つた、前も言つた。歩いて行ても3分もかかるん、ね。町長とも話をして、また町長は助役に対応さすとかいうことをしちゃってくれと。もう、そういう雑談も教育長ともしてきた。でも聞く耳がない。もう少しね、これは全体に言えることですよ。物事を町民と利害関係があつたらね、やっぱり出向いて行つて、ね、やっぱ個々の立場の解決策をね、相手に提案してやらんと解決つかんのよ。午前中も質問があつたように、強制的に学力テストじゃいうてやらされよう義務教育の現場、ね。いろいろな角度で評価する人、評価しない人、ね。成績が悪いいうたら保護者、家庭の環境が悪いとか言う人、いろいろなさまざま問題がある。そういう中で、あの若いいうたら4年生ぐらい、まあ、3年やつたら今4年なつますけれどもね、3年から4年にまたいで入退院を繰り返しておる原因是、いうたら最初先生がうそを言うたと、ね。委員会なり議会で、まあ新聞載つたこと見て、議会では新聞では謝罪したいけど、僕のところへは謝罪しない。何でそんなうそを言うの、ね。そういうことでさえ気の付かない委員会、あってないようなもんよ。加害者はそういう対応についてね、被害者にまた何言われるか分からん、もう顔を見るが氣の毒な、また嫌なのが知らんけれども、いうたら中村へ転校した。生徒はいうたらおりたかったけれども、親の意思でいうたら転校したんよ、ね。ほいたら今の残っちょ被害者も、いろいろいうたら保証金要求してああなりこういろいろなまあ話からがこんがらがって、そうかいうて息子はいうたら頭痛いのうが悪いいうたら、ながせ時分にはほとんど入院しちょった。そんなことで、親が学校の雰囲気を嫌がる、ね。子どもがこう言いよういうて、そういうとらえ方をせにやならんような状況の中で、黒潮校区内へ転校したいう話が耳へ入っちょ、教育長の耳に、ね。そういう現状の中で、まだ解決してない。まだ、いうたら保護者も納得していない。学校の先生ももうこれ以上、よう対応しきれんなっちゅう。

だったら何で校長、教頭、受け持ちの先生が今までのこと話し合いしながら、何でこれが解決つかんぜ、大人の世界の中で。絶対許さんという私は考えて、こういうね取り扱い方が。100パーセント保護者うんぬんがね、悪いにしても、悪けりや悪いなりの対応が仕方がある。全部保護者が悪いような話。

口つむつて何ちやもの言わん。何で声掛けてやらんの。責任がある言うたに。責任があるがいうて何の責任取るが。学力を向上させないかん。絶対学力は保障します。それは先生のすることやに。委員会が行ってぎっちり教えるか。

責任があるという責任は、どういう責任を取る考え方の答弁をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まず、教育委員会は事故の処理について学校からの今までの経過をどこまで把握をしているかということでございますけれども。このことにつきましては、昨年9月に事故が発生をしてから、学校は文書や電話、あるいは校長、教頭が来庁によりまして、けがをされた児童について報告を受けております。まあそのような状況で現在、小学校の事故被害を受けた子どもがどのような状況であるかということにつきましては、一応把握をしているつもりでございます。

それから、今の発言の中で、児童の入退院の経過について、分かっておれば知らしてほしいということがありました。この入退院の経過でありますけれども、19年の9月5日に入院をして9月11日に退院、それから19年の9月13日に入院をして19年の12月28日に退院、それから20年1月15日に入院、それから20年3月23日に退院、それから20年の6月5日に入院をし、それから20年の8月30日に退院と、こういうことになっております。

それから、いつも言われることでありますけれども、教育委員会の責任ということではありますが、責任はどのように取るのかということでございます。今も言いましたように、けがをされた児童は先月30日に退院をされました。現在、家庭で療養中です。1日も早く元気になって、登校されることを願つておるところです。これまで町内の小学校に在籍しているときは、医療費等について災害共済給付金によって対応をさせていただきました。今後もこれまで同様に対応をさせていただきたいと考えております。このことにつきましては、本年4月18日付の文書で、議会教育厚生常任委員長あてに回答をしたところであります。また、けがをされた児童は退院をされて、9月1日から町内小学校の在籍になっています。これまで1年間入退院を繰り返してきましたので、学校との連絡を取りながら児童に対する学力保障や心のケアをしていかなければならないと考えております。その環境整備をすることが教育委員会の責任の取り方だというふうに考えております。

それから、児童が他校へ転校したいと言うたことについてでございますが、このことにつきましては先月、我々もその話を聞きまして、保護者の方と話を致しまして、今までのように行けというふうなことは保護者の方からは子どもさんには言いたくはない、無理強いはしたくないという点でございまして、子どもの意見を尊重したいということが保護者から言われました。まあこのことでございまして、1日も早く我々としては学校へ登校をさせていただきたい、というふうにお願いを現在しているところでございます。登校をしていただきしたら、この子どもさんの学力保障等については、しっかりと教育委員会の責任で考えていかなければならぬというふうに思っております。

繰り返しますけれども、これが教育委員会の責任だというふうに思っておるところであります。（村越議員より「教育委員長にやらにやいかん言うたけんど、指名したらはい言うてあがつていかんかえ」との発言あり）

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

村越議員さんのことで、学校のことについて、まあ委員会と話し合いを今後するかどうかということを返事してくれとのことでしたので、お答え致します。なお、これからもこういうことは、しおちゅう委員会では会なんかに機会をもって話していきたいと思います。なお、今月も25日に会がありますので、委員会で委員同士一緒に、いろいろと話してみたいと思います。

また、学校と話せということですが、学校の方はまだ、今聞いたばかりで連絡取れませんので、これはこの場で返答は避けさせていただきます。なお、学校に対してはこれからも教育委員会として事故が起こる前同様に誠意を持って対応するよう指導していき、また今後、この児童が学校に復帰したとき、学校での居場所、学習環境に早く慣れ、明るい学校生活が送れますよう指導していきたいと思います。なお、これからもいろいろと学校には指導していきたいと思います。なお、この2学期から児童が復帰するということを少し聞きました、教育長と話したのですが、教育長もいろいろと県へ行ってくれまして、加配の教師を1人専属に付けていただけるという、本当に明るいニュースも聞きましたので、今後教育委員会としても全力を挙げて、このように対応していきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

村越議員のご質問で、任命権者としての、町長としての責任をどう考えているかということでございますが。まあ任命権者でありますし、また行政の長という立場で、総合的な責任というものはあろうかと思います。

そして、目下のところの、これまでのところの町の対応については、先の教育厚生委員会の方に回答致しました教育委員会からの文書の中に、町の対応についても示させていただきました。その後、教育委員会とその都度の報告を受けながら、また、教育長の言葉にもありましたように、早く学校へ帰れるようなことを祈るような気持ちでおるところです。そして、まあ学校も教育委員会も全力を挙げてケアとか、また原状回復に尽くしてくれているものと思っております。

また、今後ですね、こういったことの起こらないよう、また、起った場合の対応ということで万全を期するように、町長としての立場での要請も教育委員会にしたところです。まあその結果として、危機管理マニュアル等も作って、そういったことに努めています。

以上、お答えにならないかもしれませんけれども、本当に道義的な意味ですね、早く被害者の生徒がですね、原状、学校に行けるように頑張っているところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ、同じことの繰り返しですね、教育長、まあいうたら学校スポーツ保険でそういうけがした折りには、いうたら保険手続きしちょうきに、まあやるべきことはちゃんとした。それはそれでええのよ。

それでええの、ね。それ以外に大人の世界、ね。それで教育委員会としての、いうたら被害者の保護者の対応、ね。学校はいうたら児童の対応、このいうたらボタンの掛け間違いがこんにちね、子どもがだんだんだんだんこう犠牲になってね、学校へ行こうとしない。それを知つておるに、ね。私ぎつちり言うんよ。むち打ちでね、のうが悪いいうても、ある程度学校行かさないかんと。死なせんけん行かせて、保護者にも言うんよ。保護者がほいたら児童が行かんきに、ね、親はよう勧めんいうて、ほいたらそれをずっと傍観するのか。そんな教育委員会やつたらいらんで、はつきり言うて。これから何ちや話する必要もない。そりや、そういうことね、を聞いておりながらまだ傍観しようということはね、教育委員会のいうたら職務ねできてない。教育委員長らのおんしや答弁らじやち、何ちやこうわけが分からんやない、ひとつ自分で考えてやね、委員長としての責任を全うするような答弁やないやないか。ね。

我々は一議員として町民の代表としてね、委員会のこと監視する監督責任がある。そのことにいうてそんな答弁で事足る思つてゐるのか。もっと責任あって行動できるようなね、答弁せな。何ではいたら学校の校長、教頭とね、受け持つた先生と委員会が何で話し合いできん、この問題の解決をするに。どういう方法があるやろうかと模索せなならんじやない、ね。バラバラにね、やつて何でこの問題が解決つく。絶対解決つかんじやないの。私もほんまに誠意持つて子どものことを思うてやね、我が孫もおるけん、似たような。親の気持ちも分かるし、ね、先生の気持ちも分かる。一生懸命生きよう、生きよつてちょっと声太うにしたら、ほりやおじたとか何じや言われてね、手の付けようがないなちゅうが現実じやないですか、教育長、ね。お母さんはいうたら生活とその子どものね、付き添いにもう疲れきつておる。疲れきつておるんですよ。そんなこと知らん顔しちょうもん。

町長、この問題はね、簡素な、簡単なもんじやないんですわ、ね。もう町長がもう今日助役に指示してね、教育委員会とこの問題はね、真剣に取り組んで解決せえと、早期に。こういう指示をしてもらわん限りには問題解決つかん。町長の責任とも言えん。その点どうですか。お答えください、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私としても先ほど申し上げましたように、心配しながら推移を見守つてゐるうちに時間がたつたというような思いはあります。まあ、かといつてですね、非常にデリケートな問題ですので、私の決断で、あるいは教育長の決断で一挙に解決ということじやないんじやないかなと思います。

まあ、今後ともですね、今、副町長に命令をしてですね、早急にそういうことで取り組めということでございますが。まあ、そういう意味で、一挙に私がどうこう命令したからということで一挙に解決つていうような内容の問題じやないというふうに思つております。

引き続きですね、問題解決に向かってですね、努力をするというふうにお答えさせていただきます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

一気にいひて、一氣いひて1年たつちうんですよ、この問題は。一気にいいようがじやない1年たつちう、9月の5日からやから。ほんと我々が知つて議会でよね、3月から質問していきゆう。こんなね、教育行政いうてあり得んで。あり得ん。どこを百曼陀羅（ひやくまんだら）尋ねたちない。そして、

町長の今の答弁。最高責任者が何でその指示ができないの、このまま済ますつもり、町長として。これはもう教育長なんぼ言うたらいかんわ、はつきり言うて、わしから言わいたら。満足ような答弁もらえんから。時間がたつて済む問題じやない。教育長。絶対問題じやない、町長、あなたの決断が大事なんよ。あなたの配下の2人助役がおるから、副町長が。この問題入つて解決早急にせえと、その一言で問題解決つかあよ。責任者のいうたら行動を示さん限りには、この問題は解決つかん。そういうトップの姿勢やから、解決つかんのですよ。

これはもう絶対のいうたら議員協議会でも開いてもらうてやね、返事もらわん限りにはこれは、今日は下がれん。どうですか、町長。再度、決断してください。

もう休憩してでもいいから協議して、どう返事するか。休憩、休憩。休憩して協議してから返事ください。

議長（小永正裕君）

いや、町長に答弁いただきます。

町長。（村越議員より、「返事せらったら休憩」との発言あり）

町長（下村正直君）

今までですね、教育長あるいは担当の職員から経過なり逐次報告を受けまして、副町長とも一緒にですね、協議をしながら対応してきておるので、今まで私が一切そのことを解決するよう指示をしてないということではありませんので、そのような答弁になります。

（村越議員より、「もう1回、あのね、町長」との発言あり）

議長（小永正裕君）

3回、いえ、3回終わりました。次の質間に移つてください。（村越議員より、「3回終わつたち、答弁ならん」との発言あり）いや、次の質間に移つてください。（村越議員より、「答弁ならん」との発言あり）これはまた後日、別の機会にやってください。（村越議員より、「後日やないいうて。休憩して返事せよ」というて言うて、休憩して協議もせんとて何言いようんな」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 14時 03分

再開 14時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、3時まで休憩致します。

休憩 14時 37分

再開 15時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開きました。

委員長の方から、その結果について報告願います。

議会運営委員長（竹下英佐雄君）

議運の協議の結果についてご報告を申し上げます。

教育委員会に対する村越議員の質問の中で、まあ、現在も一向にこの入野小学校に起きた問題の児童

のけがの問題について、一向にこの解決の方向という内容で前進が見られん。だから、執行部に対して、一応、町長、副町長以下、やっぱり委員会に対しても何らかの指導を、責任持った行政の行政責任を受ける指導もして、問題解決の方向で進めるように指導をすべきではないかと。

まあ、これに対する答弁でなんですが、執行部としては委員会に対してそういう指示をしたということであるけれども、そんならなぜ、進展が得られん状況にあるということは一体どういうことなのかという点で、まあ一応、実際にその指示をしたのかどうかということの点で質問者から、それはもっときちんと誠意の伝わる答弁がほしいということで、議運の方にまあ申し入れがありました。

まあ議運としてもそれを認め、執行部として学校における危機管理の問題を含め、十分行政責任において現場の指導に当たるということに対する答弁は、まあ、そういう内容の答弁はやはり必要ではないのかということで、一応結論を致しましたが、まあその点で、まあ一応再度含めてそのご答弁を、質問に対する説明をしていただくということになりましたので、以上報告を致します。

以上です。ええですかね。

議長（小永正裕君）

今、議会運営委員長の方から報告がありましたが、かいつまんで言いますと、質問者の村越議員から小学校での事故の件について的一般質問についてですね、あらためて町長、助役、教育長、教育委員長、この責任者が協議して、あらためて答弁をいただきたいという申し入れをするということになりました。

従いまして、執行部の方にそれを申し入れ致しましたら、ただ今協議しますということで終わっておきます。早速ですね、まあ、村越議員の3回目の答弁の補足という形であらためて、町長の方から答弁をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。（坂本議員より、「議長、質問があります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 15時 03分

再開 15時 10分

議長（小永正裕君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（下村正直君）

村越議員のご質問にお答え致します。

ご納得はいただけないかも分かりませんけども、率直に私の今までの経過と、今の協議した結果としての答弁をさせていただきます。

私は、以前の議会でこの問題について教育委員会の報告を聞いて、私がどのような教育長に話をしたかということに触れましたけども、まずこの問題についてですね、教育長に交通事故が起こったりした場合に、人間はいろいろと前後の事を考えていろんな、まあ悪く言えば画策をしたり余分なことを考えたりすると。しかし、こういう場合には、被害を受けた子どもさんが1日でも1分でも1秒でも早く元になるということを一番柱にして、誠意を持って対応してくださいといいますか、そういう話をしました。

まあそういうことで、経過としていろいろと報告を受けながら、その都度協議もし、もちろん副町長

も一緒に席でですね、協議をしてやってきました。そして、教育厚生委員会の方に今までの段階での町の一定の考え方ですね、対応をお示ししたわけです。その後、まあまだ十分に元に原状が回復されてないということですので、学力の保障、それからまあ学校へ通えるような原状復帰、また家族に対するケア等を含めてですね、今後も引き続き、副町長も含めて、そういうことに全力で取り組んでいきたいというふうにお答えします。（村越議員から「副町長に指示すると、わしは指示せえというが」との発言あり）

議長（小永正裕君）

それでは、村越君2問目の方へ移ってください。

1番（村越比佐夫君）

言うたような答弁にならんに、簡単ながら言い訳でばつかやいか。

議長（小永正裕君）

また改めて別の機会に取り上げて一般質問してください。（村越議員より「いかん、いかん、もうどうしても」との発言あり）（坂本議員より「議事進行してください」との発言あり）

1番（村越比佐夫君）

あのねえ、一般質問は私の権利ですよ、私の。議員が町民のために質問しようことに答弁が不足しちゃう、ね。やらないかん責任があるのにそれを曲がりくねって、再度いうたらあこで議運でやって議長の前で、町長の責任で助役に、教育委員会と一緒に解決の方向に早急にするという短い言葉で了解したわけよ、ね。

議長（小永正裕君）

別の機会に取り上げて、一般質問してください。

1番（村越比佐夫君）

別の機会、ほいたら今のは何でそういう議運やるの。最初言ったことと一緒にやない。町長の責任で指示するいうて、解決早急にせえいうて指示するいうて言うてくれ、ただそれだけの話やない。

議長（小永正裕君）

ただ今の答弁が、執行部のみんなで話し合った結果の答弁なりますので。

（村越議員より「言うよう今まで言ってきた、何回言うよ、3回とも言ってきた、2回か。そんなね、町民の代表である我々がね、町民のための物事の解決に、権限のある執行部がやね、その返事ができんというがはどういうことです。」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 15時 14分

再開 15時 15分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお諮りします。

村越議員がただ今、もう一度質問させてくれといふうな申し出がありますが、皆さんどうぞ、賛成の挙手願いますか。

（山本議員より「議長、もうその会議規則では3回やけど、議長の許しがあれば4回目できるのですから、もう議長の判断でお願いします」との発言あり）

じゃ、賛成議員がおられましたので、村越議員の4回目の質問を認めます。

1番 (村越比佐夫君)

あのね、まあ議会の運営上常識踏んで、常識がないようにまあね、言う議員もおるかも分からんけど、本当にね、あのいうたら家庭の事情の、あの子どものね、3年生から4年まで学校行ってないんですよ。それを何で傍観しておるか、そのこと一つ考えてもね、私は町長として、教育委員会に対して助役をつけて早急に解決せえという指示がほしいと。それは町民に答えることであって、町長も一生懸命やりようというね、考え。だから、そういうたらハート、心の解決、議員に対する礼儀、私が満足するがじやなくて私が満足するということはいうたら加害者も満足することじやないですか。町民も満足することじやないですか。議員はいうたら監督責任があるんよ。間違うた方向にいきよったら修正せなならん、ね。やかましいかも分からんけど、私は町長のため、町民のため、町長がやる、指示をするね、その責任があるからその責任を全うしなさいやという質問なんや、ね。仲良しの会やったら議会もいらん。私も9期議会務めようけれども、こんな事故でこんな期間かかってね、保護者がね、あれだけ衰弱して誰とも会いとうないような状態、子どもはいうたら学校不信、うそ言う、生徒にうそ言うたらいかんいう先生が、先生がうそ言いようやないかと、ね。そういうたら学校を登校拒否なってしまいよう、現在なっておる。それを、何ら学校と教育委員会が合同で家庭へ行て親子ね、またいうたら夫婦なかで寄ってもらうて、頼むとこは頼みね、努力するところは努力さし、子どもが学校へ行くような受け皿は先生にきちっと保障さすとね、それだけの行動が何で取れんですかといふんよ。

だから、それを何回言うてもやらないから、任命権のある町長が自分の部局の部下に、会をすりやあ費用も要る、だから助役に指示をして早急に解決せえという指示の答弁がここでほしいというのが私の思いです、ね。それはいうたら議員、町民みんなの責任なんですよ、これは。何もこの、そう言うたきにいうて、被害者の方が満足するとかせんじやない。今の義務教育の現場で起ったあの中で、いろいろな角度からいうたらとり間違え、誤った判断をしておる教育委員会ですので、それを何回繰り返しても分かってない。だから、町長に指示をね、してくださいやといふに、それがなぜできん。議長はつきり言うて、ただ、そういう助役に言うて指示をすると、早急に解決する、たったそれだけでえいの。それができんがやつたら、何回でもやらないかん。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

引き続き、誠意を持って、この問題には解決に関係者、責任のある者が協議をしてですね、また指示もして努めていきたいと思います。

議長 (小永正裕君)

村越議員、2番目の質問に移ってください。

1番 (村越比佐夫君)

2番目も一緒よ。2番目。これはまあ、また後日やりますんで、まあほんとにね、町長、執行部よ、各管理職、今まで私はいうたら合併して、町会議員が一生懸命質問しようけどね、誰一人やりますとかよね、検討させてくださいとかいう答弁をあまりしてない。返事をしてないの。努力するということもあんまり聞いてない、ね。もうこれね、本当にこの議会のね、改革としてね、これはもう重大なことで、これ、後日全員協議会でも聞いてもらうてね、まあ条例もできるがやき、協議会もできるから、きっち

と整理しましょうや。

2番目。まあ中学校のことも3月議会からもうせんつもりでありましたけれども、ちょうどまあ視察にも来てくれましたけれども、教育長ね、こういうあの上からコンクリが落ちちようんよ、ね。コンクリが。これ、下通りよつたらね、大きなかがする。ほいたら、けがしたらまたこのように、いうたら委員会の見解のようにな、間接的な責任じや言う。もう間接的な責任じや言うから、これ耐震強度の話はこの間誰かに質問しておりますので、2次診断がこの間された、8月にされたそうです。これあの、よかつたら貸しちゃうぜ。

ほんでそういうことでね、ほんで、三浦小もまあ視察を行った。ほんで、あの三浦小はいうたら、もう既にへしょれちような状態ですわね。それを今まで大方の、まあ合併する以前からあれをずっと傍観しておったかなと。そういうことで、あの教育現場を見た折に、あの学校担当の畦地君が言いよつたが、中へ入ってみいやいうて、目がグラグラするいうて、そんなとこへいうたら先生を放り込んでね、教育の向上を図るじやとか言うておりますけれども、まあそりやどっちが先か後かいうことは、まあね、わしもいうたら言いにくいけんど、ゆくゆくはね、建て替えないかんことは分かる。ほんで、強度のいうたら耐震強度がまあ1.8、佐賀の場合は。ほいで、三浦小は2.なんぼいうたか。まあそういう状態ですが。

これ、どっちを優先するかいうた場合に、やっぱ耐震強度の一番低い方、これは必然的にするべきやと思うておるが、そういうその耐震、2次耐震強度をやりよう目標は何ですか。ひとつそこらへんお伺いします。

議長 (小永正裕君)

教育長。

教育長 (松並 勝君)

お答えを致します。

佐賀中学校の老朽化の問題については、もう再三にわたって村越議員からも質問も受けておりますし、私も何回も中学校の方に入って行って、非常に悪いということはもう認識をしているところであります。これは、三浦の小学校、先日議員さんに入ってきたときまして、見ていただきました。ご覧のとおりの状況であります。昨日でしたが、先の質問者にも答弁致しましたけれども、三浦小学校につきましてIS値が0.31ということになっています。

今、佐賀中学校の耐震強度の耐震診断でございますが、これは、出ているのは第1次診断でございまして、まだ第2次診断には至っておりません。で、この第2次診断の結果に基づかないと、どの程度の補助金がかさ上げになるかということがですね、今の段階では分かりませんので、第2次診断をすることになろうかというふうに思っておるところでございます。

どちらが優先をするかということでございますが、基本的には弱い所からやるべきであろうというふうに思いますが、これは昨日も答えましたように、予算のこと、それから、第2次診断をやって補強でいいのか、あるいは改築でいいかというふうなこともですね、一応その診断結果に基づいて検討すべきであろうというふうに思いますので、今この時点でどちらが先かということはご答弁できません。

よろしくお願いします。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1番 (村越比佐夫君)

佐賀の中学校は17年に第1診断やつちようんですわ、0.18。ほいたらまたそれ、第1診断やつたんですか、中学校。第2診断でしょ。第2診断でしょ。答弁間違うたらいかんで、俺一生懸命やりようがやに。俺第1診断と聞いた。

まあそういうことで、非常に梁（はり）とかそういうとこからバラバラまあ落ちてきてますわ、ね。ほんで、まあそういうことで、今までの三浦小学校の姿見た折にね、あんまり大方の教育委員会は今までの、ああいうとこは気に掛けてないなというような心配があるわけよ。佐賀はもう中学校、まあ合併する以前からやかましい保護者もいるし我々も言うからね、ある程度まあ計画とかそういうものは立ててきておったんですが、またまたま18年に合併したから、また25年ぐらいのね、予定なっちようけんど、そんなことしようたらどんなことなるやら分からんから、早急に考えてもらいたい、検討してもらいたいし、やっぱ今から言うていきよらんとね、いかんと思います。

まあその優先順位はいうたら結果として、一番悪いがからやるががまあ常識じや思いますけど、そこは絶対返事せんと思うから、する必要はない、もうその時分にはおまんらおらんと思うから。返事もう考えはないけれど、町民なり保護者、まあ佐賀の議員らは、合併せらったらもう中学校は建て替えれちょっとたにねやというのが、みんなの思いなんです。

合併したばっかに建ち遅れたというの、思いがあるので、まあそこらあたり積極的に取り組んでもらいたい。町長、その点について、ひとつお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

村越議員の佐賀中学校の件についてお答えを致します。

まあおっしゃられるように教育現場、学校の建物がですね、ああいう状態にあるということは、本当に由々しいことだと思っております。まあ、結果としてですね、今教育長が言ったように第2次診断の結果が出ないことには、その対応がですね、定まりませんもんですから、今、間もなく第2次診断の結果も出ろうかと思います。そしたら優先順位をつけてですね、危険度の高い所から補強なり改築なりということで進めていきたいというふうに思っており、これはもう以前からその計画は答えてきているところですから、間違いはございません。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番 (村越比佐夫君)

2次診断で結果で、まあその悪い方から順番にというとこを町長からご返答いただいたので、恐らく中学校が、佐賀の、1番ならあせんかと期待しております。というのは、まだ1次診断でもいうたら佐賀の中学校の方が、もう断トツ悪いんですからね、まあそういうとこから佐賀を優先せえとかじやなくて、やっぱそういうその技術的に悪い方から優先するがはまあ常識かなという考え方で、確認をさせてもらいます。

3点目。職員のまあ管理責任者として、まあこれはあんま初步な簡単な質問ですので、やさしく聞いてください。

今まで佐賀合併するまでに、業務の日報ですか、こういう業務執行計画とか勤務状況結果とかいう、その手帳か報告書を職員に1年に1回ね、渡して、全部こうやって簡単に自分の今日のことなんかを書いてちょうわけですわ。簡単には。そんな難しい問題やない。今日何したとか、どういう重要な会したとか。これがいうたらその、ずっとわし続けようか思うたら、合併してから即、書くよばんということを書いてないこと聞いたから、まああえて、このことの必要性、また職員に対して非常に勉強になり参考にもなる、これは非常に良いことなのです。これをぜひ町長命令でやね、こういうもう佐賀にひな型もありますし、これでいうたら職員に言うて、まあ課長らにね、やっぱ指揮管理責任者として管理をしていく。書かすことによって管理ができる。今のこととはタイムカードもない、ね。課でいうたら班長が全部で50人ばあおるらしいけど、班長以下の行動が一切見えてこない。まあそういうようないたら管理責任者というのはあり得んことで。たったこれだけのことで、まあ一目瞭然、その子が今日何したいうが見ろう思うたら課長が見れるという、非常に簡単な便利な管理方法じゃと思うんですが、これをまあ町長として職員に指示することはいかがですか。

お返事願いたい。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

ご質問の内容につきましては、質問者の言われるとおりに基本的には必要なことであると考えています。旧佐賀町では、合併する以前の平成18年3月まで、業務執行計画、勤務状況、結果報告書を定め、課長職以下の職員が毎月の勤務予定計画と実施状況報告を1日単位で記載し、職員は毎月課長に報告、課長は同様に当時の助役、町長に報告、そして3カ月ごとに全職員が町長、助役に報告するという方式を探っておりました。一部の職員からは、まあ毎日記入することへの抵抗もありましたけれども、基本的に1日1行の業務内容を記入することありますので、心掛け次第すぐできるものがありました。

このことは、職員と業務を管理する面、あるいは過去の問題が生じたときの資料として活用するためには大変大事なものですが、合併後は電算化による見直しを図りまして、パソコン画面上に全職員のスケジュール管理が記載できるシステムを取り入れ、会議や行事、日程等が一覧できるようになっております。合併に伴い職員も多くなりましたし、事務機構の簡素化も必要ですので、それぞれの管理職が現状の事務内容を把握し、今、議員が示されました業務日報に替えて、このパソコン上のスケジュール管理表を活用して、管理責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番 (村越比佐夫君)

パソコン、まあわしはひとつもあんなもなよう開かんけどね、ほんで、パソコンでの業務報告書とかそういうもの管理できるになっておるとするなら、やっぱ、ひと月に何課をいうたら助役なり総務課長が行うね、開いて、ああ、村越は今日は今週はこんなことしちょうとか、今月はこんなことしちょういうて、ちゃんとそういうことを、それを管理する責任者がなけりや管理にならんと思う。これ、業務報告書なんかは、いうたら課長が最初必ず見て判押してくれますわ、ね。課長が。もうパソコンに我々もごまかされしもうてやね、行たちハソコンやりよら声掛けることもできん、聞くこ

ともできん、遠慮してね。ほんやきこれね、本人のためにもなると思うんですね。パソコンの中のほいたら、定年なったきいうて、引っ張り抜いていぬるわけにはいかんきね。これやつたら全部いうたら皆家へとつて帰りようみたいな。ほいたら35年勤めたら35冊のいうたら業務報告書がある、ね。非常にこれ職員のためになる、ために。

これはね、ぜひね、組合がどう言おうが、町長、おまんのいうたら部下やから、何どちらあ組合の顔色見てやらないかん、まあ執行部じやように答弁聞きよつたら思うから。やっぱこれはね、職員の管理責任者としてね、絶対にね、手で書かした方がね、本人らも字を忘れないでえいと思う、ね。最近パソコンやき字を忘れたじやとか字が下手なったとかいうね、職員が出てきたらいかんき。そのためにも、きっと職員の管理体制をちょっと見直したらどうですか、町長。

これはやる気はございませんか。ひとつはえい気持ちのえい返答くださいや。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

業務日報については、旧佐賀町で取り組んでおられたということでその内容をお伺いし、また今、現物も見せていただきまして、いいことづくめというふうに理解をしております。それで、執行者会議ですね、それを誇りました。で、いろいろまあけんけんがくがく意見があつたわけですけども、今山本副町長が言われたようにフィットコムというパソコン上でですね、すべての職員の行動がですね、確認できる、また保存できる状態にありますので、取りあえずそれを徹底して充実すると。それでなおかつですね、その業務日報に代わるような、まあそつくり代わるというわけにはいかんでしょうけども、一定のその管理ができないものであれば、またその業務日報へ返ってですね、手書きで書いてということも考えております。まあ現在のところはですね、簡素化の意味で、パソコン上でですね、徹底して管理するということで取り組んでおります。

それから余談ですが、この管理者としてですね、職員のいろいろな面の管理を、あれもこれもというどこがございますけども、何もかも一遍にというのはなかなかできないようなところもあります。それで、余談ですけども、この新年度にですね、服装の乱れあるいはサンダル、スリッパのたぐいをですね、履いて勤務しておるというものを前から見かけておりましたので、それはもうかなりいろんな意見もありましたけども、私のまあ指示ですね、もう服装についても一定の決まり、またサンダル等はまかりならんということで指示を致しまして、それはきちんと守られるようになりました。まあそんなことでいろいろと一つですね、管理をして、意識の向上に努めてまいりたいというように思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

パソコンで管理しよういうたら、おらもよう開けんきによう言わんけんどね、もともと旧大方町はこういうものはやってなかつたと思う。やってなかつた、書かしてなかつたと思うんよ、ね。ほんで、書かしてないからパソコンへ打ち込みよういうたらそっちへ、まあパソコンへはめてしもうたらおらよう見んから、隠れしもうたけんどね。

やっぱ、そういう職員の執行部が管理体制がね、その町民向いてない、職員が。職員が町民の目線で

仕事してないから服装も乱れね、足元もつっかけなつたりね、そういうとこまでこんにち注意をせないかんような職員の堕落を今、町長が言ったわけですね。こういうことが一番大事なん。一番大事なんですよ。何ぞちやいうたらその職員向いて、ものもよう言わん、ここで議会でいうたら答弁するにも、管理職の顔見ながら町長も答弁せないかんなる、ね。誰ひとつのいうたら質問に正当な、正しい、町長としてやらないかんことを、今はやれんけれどもこれは検討する課題じやとかね、ちょっと時間をくださいやとかいうような答弁がない。全部課長が手先で書いたとおり、ひとつもその議員のいうたらね、心打つような、また町民を喜ばすような返答はもんてこん。こんながやつたら何百億予算組んでもね、町民は潤わん、ね。これだけの数字1カ月1万円のもんでさえ、いうたら職員によく指示をしない、ね。なんでこれができますか。管理するに一番やのに。これをね、よう書かさんようで、よう指示をせんようであればね、職員をダーンと減さないかん。合併の折は、パソコンつないで簡素化して人も減します、減りますいうて言いよつたけんど、今総務課長らで忙しい忙しい言いゆう。ね。忙しい忙しいいうてまだ人が足らんぐらいや言いよう。一番犠牲なりようが町民やないですか。

議員も一生懸命ね、こうします、ああしますいうて4年に1回町内回って、一生懸命素人ながら、またベテランはベテランらしい質問しようけれども何一つね、返事がもらえん。どやろいうたら審議会があります、ありやあ検討委員会で検討します、ね。油の高騰で何とかせえいうたら、対策本部を設置するじやいう、設置するもとき町長の考えはほいたら1年間、何とかこのぐらいの期間では見たいとかいう、何らない。全部いうたら、そういうとこで検討したことじやないと返事ができない。町長のほいたら立候補する折の公約は何だったの。政治家として、ね。

私はこれはね、管理職会にかけてもね、パソコンへ打ち込むよりも、本人のため、これはみんな佐賀の書いてきた先輩、ね、今おる人でも、これはえいにねと言いやう、職員が。そら、書いてないとこに書かすことは抵抗あるよ。あるけれども、職員の管理、町民に付託されて、職員を管理してくれいって頼まれた全責任者やから、それだけの指示をね、して、職員のためになる。何年たつてもし問題があつた折に、村越の担当やつたと、ほいたら業務日報持つてきてくれいうたら、それ見たら、ああ、誰がどうやってかかわつちよつたいうて全部分かる。簡単、これ全然ね、そう時間かかる内容じやないんよ、これね。ちょっとこう、ちょっと書いたらえいだけで。

これも書かんような職員やつたら、もう予算使わす必要がないというばあ、わしは何とか町長に力入れて、書かいたら喜ばれると思う。結果、職員に喜ばれる。

いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけども、その業務日報、日誌のですね、良さというか、今議員が言われたように、本当に私もそういう認識を持っております。

ただ、今のところですね、そのパソコンの中でどれだけ管理ができるか実験的にですね、徹底してそれをやってみて、もし、十分でないということになればですね、当然その日報をですね、全職員に書かすということも考えております。また、次の機会に。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、村越比佐夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、浜田純一君。

浜田君。

8番（浜田純一君）

通告書に入る前にですね、質問事項の所で学校施設とありますけれど、これは、保育園も関連していると思って認識してください。

それでは、通告書に従いまして質問を致します。今年ですね、6月8日の秋葉原無差別殺傷事件はですね、皆さま方記憶に新しいところだと思います。加藤智大容疑者の心境をですね、あるジャーナリストは、苦しい立場に置かれた若者のその苦しみが、他者への攻撃として表れていると。それがこの現在の特徴でありまして、低賃金や劣悪な労働、人格的な蔑視、不安定さなどがあり、最大の絶望はそこからこうはい上がるとしてもい上がることができないと。そういうこう社会的な不安がですね、充満をしている日本の現状が現況であり、厳しい状況を余儀なくされている若手派遣労働者のある意味典型的な存在で、次の職場が見つかなければ住所不定無職に転落する、極めて脆弱（ぜいじやく）な生活基盤しか持てない、こういう人々が想像を超えて増えているということあります。その苦しみが他の攻撃として表れているのが特徴で、そういうことを分析をしております。

確かに、このような社会的な問題も背後にあると思います。がですね、そのために何の落ち度もない被害者をですね、被害者の人生を踏みにじり、人生の道連れにするような行為は、これは決して許されるべきではございません。この前ですね視察に行きました高知アイスのですね、浜町代表。あの人もかなり相当な人生経験をしておりまして、あの方のように前向きに考えて行ければですね、この加藤智大容疑者も多分このような事件は起こさなかつたのではないかと思っております。

問題はですね、このような事件の大半起こした人の言葉にですね、誰でもよかったです、こういう点でありますて、自暴自棄になり無差別、無作為に行動を起こしているということあります。このような行動が度々あってはいけませんが、得てしてこのような事件はですね、何と言いますか伝染をするんですね。6月8日のこの秋葉原事件以降、7月30日までの間にですね、6月8日から7月30日、約2カ月ですね、この刃物を使ったこの無差別殺傷事件が全国でも少なくとも7件起きておりまして、小学校でも先生が卒業生に襲われております。また、この故意か偶然か分かりませんが、7年前の池田小学校の事件ですね。この事件を基に、私もその監視カメラの質問をしたわけでございますが、この池田小学校の事件もですね、故意か偶然か分かりませんが、6月8日に起きておりまして、まあ加藤智大容疑者はこの日をまあ意識していたかどうかは分かりませんが、このような突発的な事件が起こっております。

こういう事件はですね、予測すること自体不可能で、事件後の対応しかできません。そこでですね、監視カメラを設置することによりまして、事件を未然に防げる。これは防げるかどうかは分かりませんが、防げるこの可能性は十分にありますし、そして、事後の対応もいち早くできるのではないかと思っておりまして、そういう意味合いからもですね、再度この監視カメラの設置を質問するわけでございます。

答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、浜田議員の学校施設に監視カメラの設置は考えていないかとのご質問にお答えを致します。

議員申されますように近年、凶悪事件が非常に多く発生をしております。特に、相手は誰でもよかつたという理由による無差別殺傷事件の割合が非常に高くなっています。平成13年の大阪池田市の児童殺傷事件については、多くの犠牲者を出し、私たちに大きな衝撃を与えました。

13年9月議会におきまして、議員から監視カメラの設置について質問をされました。その後、教育委員会としましても設置につきまして検討を致しましたけれども、監視カメラの設置をすることによるその効果といいますか、そのあたりを含めて検討をしました。しかしながら、今まで設置には至っておりません。ただ、平成16年度には、当時の小学校7校に非常用の通報装置の設置を行っております。これは非常に通常の電話回線を使用して、ワンタッチ式のプッシュにより警察署へ通報される仕組みになっておりまして、仮に不審者の侵入があった場合には、すぐに通報できる仕組みになっております。しかし、これにつきましては進入や、あるいは乱入があった場合の対策ということになりますて、不審者の侵入をまあ未然に防ぐということはできません。仮に監視カメラを設置しましても、広い学校におきましては侵入自体を防ぐことは不可能ではないかというふうに思います。誰がその監視カメラを常時監視をするのか、という問題も出てきます。また、学校には保護者や業者等の出入りも多くあります。不審者やあるいは乱入者の侵入を未然に防ぐということになればですね、警備員の配置という以外には方法がないのではないかというふうに考えているところです。

県下の小中学校の監視カメラの設置状況でありますけれども、18年度末の数字ですが、小学校が253校中58校。そのうち高知市が40校を占めております。全体の設置率で言いますと23パーセントということになります。中学校におきましては118校中9校で、設置率は8パーセントということになります。まあこのように、比較的市街地の中にあるような、周りをそのフェンスとかで囲まれたような学校に多く設置をされているように思います。

こうしたことから、万が一の不審者の侵入に対しましては、各学校において策定をしております学校危機管理マニュアル、これに基づき行動できるように、常に教職員がそのことを頭に持ておくことが重要であろうというふうに考えております。まあ具体的にはですね、まずその瞬時の通報ということ、それから子どもの安全確保ということになろうかと思います。そして、まあ警察等が来るまでの間の時間をいかに稼ぐかということになろうかと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

今、教育次長の答弁ではですね、まあ完全に防ぐということは不可能ということでございます。それは私もそう思っております。それから、今さつき小学校で高知県で253校中58校、23パーセントと言いましたけど、多くはその市街地、市街地の中に設置ということですね。実はですね、先ほども言いました保育園もあれに入れてくださいということで通告を致しました。

実はその、私の孫のことでの大変恐縮ながですが、今年の5月から南部保育園へね、入れてもらって通っております。ほいで私がその朝晩送り迎えするわけでございますが、朝は8時半、それから夕方は4時ですか、迎えに行っております。それでここ、あれは9月に入ってからじやなかったかなと思います、ちょっと園長先生に用事があって行ったところがですね、玄関も閉まっておる。そして、横しのフェン

スの扉も閉まつておる。先生方は見てない、ということで。これどうやって連絡取つたらええもんかなと思うて思つていたところ、子どもがおりまして、その子どもに園長先生呼んで来てくれと。呼んで来てもらって、そのフェンスの前まで来てもらって戸を開けてですね、入つて行たことがあります。園長先生にこういう戸を閉めたり何だりして、まあ防犯のあれですね、はいつもやりようががかと言うたらですね、今からまあ2年前くらい前に、ちょっとこう変な不審者が来てですね、で、町の方からも指導があつたということで、その戸を全部閉めちよつてくれという指導があつたらしいです。まあそれはいいですけど、いつもそのほいたらどうしようかいうたら、先生方はその職員室の方から、まあいろいろ外の周りを見てですね、不審者があればそのみんなが注意してあれしようということでございましたけれども。

まあその、そういう感じでありましたけれども、なかなかそのいざですねそのフェンスとか、そういうところから入り込んで来つてあれすると、まあ先生方も女の方ですし、子どももその小さい子どもですから、なかなかその追い掛け回されて、対応はすつとできるとは思えんがですよ。ほんでもまあそういう所でですね、その監視カメラ、例えば玄関の方も閉めちよつましたが、前の方に監視カメラでも付けておれば、まあそれがすべて映るかどうかは分からんけれど、ある程度はその何言いますかね、可能性はありますわね。映るという、その不審者の。そういう意味からも、その事後の対応もできるんじやないかと思いますし、この前その9月の12日ですね、大方中学校で何か不審者が中か入つて酒を飲んじよつたという、教育長みような顔しちょうけんど。あつたがですが、それなんかもひよつとしたら映っちよつたかもしれんし、もっとこう早い対応でねえ、警察に通報もできたかもしれん。そう思うわけですが。

どうですかね、まあその中学校、まあ小学校、でき得れば付けてもらつたらええがですが、せめて、今大方町で保育所10カ所くらいありますかね。ありますね、10カ所あります。ほいでですね、大体そういう所へでも付けていただければと私は思つておるがですが、先ほど教育次長の答弁ではですね、まあ高知の方で付けちようがは市街地、多くの市街地が市街地の中心が多いということでありましたが、ですね。三浦小学校でも、例えば南部保育園でも、近くに民家もないしなかなかそのね、以前質問したときにですね、教育委員長の答弁ではですね、まあ地域と連携して連絡を取り合つて対応していきたいということの答弁でありますけども。地域と連絡取るつたって、その近くにその人家がないもんで。まあ例えば三浦小学校、それから南部保育園のことで恐縮でございますけれども、なかなかその連絡取るといふあれですね。まあ、電話で連絡するようになつちようかどうか知らんけんど、まあ地域の方々はなかなかその飛んで行けるとか、そういう状態ではありませんのでね。

ぜひ再度ですね、その保育園とか、そのそういう所にですね、せめて付けていただけんかなということで、答弁お願ひします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。私の方からはですね、学校についての考え方を述べさせていただきます。

まあ議員申されましたようにですね、まあ不審者、侵入者等いろいろあるわけでございますけれども、仮にその窃盗目的とかですね、そういうその不審者、侵入者についてはですね、夜間、あるいは人目に付かないような形ですね、進入を図るということになろうかと思います。

しかしながら、その今言いましたようないわゆる凶悪犯ですね、乱入者とかですね、そういう方につ

きましては、いわゆるその仮に監視カメラがあつてもですね、まあ入つてくると。まあ前後の見境がないといいますか、そういう状態で入つて来る可能性もあります。ということを考えますと、やはりその乱入者とかそういうことについてはですね、あまりその監視カメラについては抑止力がないのではないかというふうに考えます。

ほんでもまあ、今言いましたようにその市街地に多いといいますのは、やはりその周りをフェンスで囲んでですね、そういう形にしておけば、一定出入りする個所は限られてきます。そうすると、監視カメラの設置する場所、どこにその照準を合わせかということも比較的簡単にできますので、そういう面で設置ができやすいということになろうかと思います。特にこういう山間地域の学校でしたら、どこからでも入つて来れるというのが現状でありますので、今のところ学校施設についてはそういうことは考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

保育所におきましても先ほど議員がおっしゃられたようにですね、入口、またフェンスがある所はフェンスをかちり閉めるとか、ほんで、フェンスがなくつて戸で管理する所はちゃんと鍵を閉めるとか、そういうことで今のところは対応していきたいと思いまして、新しくその防犯カメラの設置は考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

今のところ、保育園にも小学校にも防犯カメラの設置は考えてないということでございます。

まあ例えば、もしそこで防犯カメラを設置して、まあ例えば不審者にこう見えるというような感じであればですね、まあ予防にもつながるとも思うがやけんど。まあ夜間に、今教育次長に言われたそういう不審者は夜間に侵入してくるということありますけど、それも分からんことで。一概にそういうことを決め込んでですね、何と言いますか、まあ不審者ですからいつどんな行動するか分からんということがありますのでね。

まあ取りあえず、ともかくですね、その防犯カメラを設置することによりまして、まあその不審者がそれを見てですね、まあ思いとどまるとかそういうことがないのかなと思って思います。まあ、金額的にもですね、まあ皆さん、もう話し合つて付けんとなつちようがでなんぼ言うてもいかんと思いますけど、金額的にもまあそんなに高いもんじやない、6万か7万ぐらいのもんですのでね。

そういう意味合いも持ちまして、再度その予防的な意味合いを持ちまして、検討するかせんかというこ**と**ばあでも答えてくれませんか。できらつたらできんでいいですよ。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

予防的な面を含めて、防犯カメラを設置できないかということでございますけれども、まあ予防ということにつきましてはいろいろと方法もあるうかと思います。まあ警備保障とか、あるいは防犯カメラ、いろいろな方法があるかと思いますけれども、先ほどから申しましたようにですね、まあ防犯カメラについては一定のそのまあ費用対効果とか、そういう面を含めてですね、特に昼間につきましては監視自体ができないということにもなりますので、今のところ設置については考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

費用対効果の面においても、あんまり意味がないということでございました。

それではですね、続いて2問目の質問に移ります。

先の6月議会におきまして、高齢者の健康対策ということで質問を致しました。課長答弁では、にこにこウォーキング、それから元気教室、いけいけフェスティバル等の事業の実施をしてですね、高齢者の健康維持と予防対策に貢献しているという答弁でもありました。

健康教室には年間で316名、にこにこウォーキングには387名、黒潮元気教室には365名、いけいけフェスティバルですか、これ164名ということでございます。まあ体を使ったその、まあこれ316名とかいろいろありますけど、おんなじ人が何回も来ちょうとうということもありますけれども、まあ体を使ったですね、健康対策というものはできておると思います。

そこでですね、そのせっかく体を使った健康対策ができると併せてですね、まあ頭の健康対策といいますか、こういうことをその生涯学習にですね、まあ例えば将棋とか囲碁とかという教室を取り入れてはどうかという質問でございます。

実は私はですね、地元のですね方々とちょっと将棋とか、まあマージャンとかする機会がありまして、1年ぐらい一緒に遊んだ経験もありますがですね。そのとき感じたことはですよ、まあ自分がその好きなことをしているわけですから、大変その生き生きしております、表情にもまあ喜怒哀楽が素直に出ておりましてですね、まあこういうことが認知症の予防になってるんだなあと思っておりまして、今回の質問に至ったわけでございます。

いかがでしょうかね。どなたが答えてくれるか分かりませんが。こういう点についてやっていこうかなという気持ちがあればですね、お願いを致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、浜田議員2問目の生涯学習に囲碁、将棋等の教室をとの質問にお答えを致します。

浜田議員が申されますように、高齢者の方々の健康対策につきましては重要な課題であり、教育委員会としましても生涯学習の一環として取り組んでいるところです。教育委員会では平成20年度、町内3カ所で健康づくりを通した楽しいまちづくりを目指し、いきいき健康づくり教室を開催をしております。教室の内容につきましては、チャンスボールを使った健康体操ということになっております。このチャンスボールにつきましては、頭と体を両方使うということであり、あまり体力を必要とせず、まあルールも簡単なために、子どもから高齢者の方までどなたでも楽しめるものとなっております。町としまし

ては、より多くの方に参加していただき、参加者同士の交流と親睦を図り、健康を増進するためにこの教室を続けていきたいと考えております。文化的な教室としましては、大方あかつき館で10月から3月にかけて、書道教室を開催する予定になっております。この書道も年齢性別を問わずに参加ができますし、頭を使った健康対策にもなろうかと思います。ぜひ、多くの方に参加をしていただきたいというふうに考えております。

ご質問にありました囲碁や将棋等は、頭を使った健康対策にはなると思われますけれども、まあ一定対象者が限られるという、どちらかと言えばまあ趣味的なものになるのではないかというふうに考えます。地域によりましては、集会所等に集まって行っている所もあります。

また、町内には芸能や文化、美術等のさまざまな文化サークルがあり、それぞれに独自の活動を行っております。黒潮町文化協会に加入をしている団体も30団体ほどありますので、ぜひそちらの団体に加入をされて活動されることも、健康対策になろうかというふうに考えております。今後もぜひ、こうした活動を通じまして、健康対策に取り組んでいただければというふうに考えております。

まあこのことから、このご質問の囲碁将棋等を新たに生涯学習の事業としてまあ取り入れて、町主催で行うということは現在のところは考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

相変わらずばっさり切られましたけど。

実はですね、どうしてその囲碁将棋とマージャンというががええかというたらですね、まあその頭も使う、指先も使う、そういう意味で質問をしたわけでございますが。今チャンスボールとか、いろいろその言われましたけど、指先とかそういうあれを使うようなあれでしょうかね。どうか分かりませんけれど。

まあ、これ以上言うてもいかんと思いますけれども、ぜひですね、そのどつかの中村市の方でそういうまああれがあるみたいなことも聞いております。そのまあ、先ほど言いました生涯学習じゃないんですけどね、町とかそういうがの主体じゃないんですけど。言いようようにその囲碁とか将棋のまあクラブに入つて行きよう人もおります、田野浦の方でも。まあそういう人なんかがね、割とこう一緒にこう遊んでみるに頭かくしやくとしております。指先も使うし、そのゲームのあれも考えるわけでございます。思いますので、まあもしですよ、かまんとか考える余地があれば、考えていただきたいと思いますけど。まあ今から言うても答弁、そんぎやあええ答弁もらえそうにないのでね、もうここでやめますけれど。

まあ、そういう機会があれば、ぜひですね一考はしてください。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問は終わります。

この際4時20分まで休憩致します。

休 憩 16時 15分

再 開 16時 20分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、田辺守君。

4番 (田辺 守君)

議長の許しを得ましたので、通告書に基づき 2 点のことについて質問をさせていただきます。

1 つは保育所の統合に伴う後施設の利活用について、1 つは情報基盤整備ケーブルテレビについて、2 つのことについての質問をさせてもらいます。

まず初めに、この保育所の統合に伴う後施設の利活用についてでございます。平成 21 年の 4 月開所へ向けて、仮称中央保育園が今建設中であります。その統合となりますところの上田ノロの保育園、浜松の保育園、中央保育園、早咲の保育所が、統合により来年 4 月より休園となります。

そこで、町としてはこの施設の利活用、どのように考えているか。統合に対してお聞きをしたいと思います。

また、提案として浜松の保育所を更地にし、その万行の浜の町営住宅の改良および一部移転、駐車場の確保をすべきだと考えますが、お伺いを致します。

まず 1 点、よろしくお願いします。

議長 (小永正裕君)

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (谷口明男君)

それでは、田辺議員の保育所統合に伴う後施設の利活用についてお答え致します。

この質問につきましては、昨年 12 月議会でもお答えしたとおり、黒潮町では休園の保育所活用の基準を作成しておりません。従いまして、仮称中央保育所が完成した後の休園となる上田ノロ、浜松、中央そして早咲の 4 保育所の利活用につきましても、今日現在までに 2、3 の方からの要望は来ておりますが、今のところ白紙の状態です。町としても、そのまま放置しておくつもりはありませんが、何に活用するかを勝手に決めるわけにはいきませんので、地元等と十分協議をして、町民の方が有効に活用できるように進めていきたいと思っております。

その中でも、議員の言われる様に浜松保育所につきましては、町営住宅改良用地や駐車場用地としての利活用など、事業担当課とも調整しながら協議していきたいと思っております。そういったことで、

関係地区には来年の初会で要望等を話し合っていただきますように要請するつもりであります。

議長 (小永正裕君)

田辺君。

4番 (田辺 守君)

私が考えますようにですね、やはり後施設の利活用、これが来年の 4 月から後施設のことをいろいろと考えてみようという考えではなくですね、前向きにですね、地元のそういう施設の利活用に対して、初会ということは通常 1 月の初めにどの地域もするわけでございますが、その地域に対してですね、町当局の方から問題提起をし、利活用の活用方法を提案をしていくと、非常に前向きの結構な答弁をいただきましてありがとうございます。

私が考えますところによると、その万行の浜松保育所を更地にしという趣旨につきましてはですね、今現在、特に浜の住宅、これは建ててからもう 20 何年くらいになっておりますでしょうか。まあ聞

くところによりますと定かではございませんが。現状を見てみると、潮風等々で相当手すり等々、柱、そういう鉄骨の部分にですね、ひびが入り、危険な状態になっているのが現状でございます。

それとまた、現状と致しましては駐車場問題等もですね、若い世代のその住居者が多くございまして、一家にですね車が 2 台、3 台という家庭が増えております。そういう部分において、駐車場問題等々も青空駐車というような形で、黙認の上で駐車をしておるのが現状でございます。浜地域のその浜の住宅の方々から、普段議員活動をする上においての要望はですね、これは 1 つでございますが、ぜひともその今回の浜松保育園の統合の後地をですね、ひとつその住宅を、3 階建てくらいの住宅を建っていただきたい。そして、その更地の建った後地にも駐車場も確保してもらいたい。

またですね、その浜の住宅の古い方の町営住宅ですが、この部分においてもですね、何年か前に建て替え等の改築の話も出ておったようでございますが、まあ地元の調整といいましょうか、そういうものがまあつかなくて、今のところ中止状態になっておるというような状況もお聞きしております。私の考えはひとつの提案でございますが、その浜の住宅の部分にもですね、駐車場を確保するために 3 階建てくらいの高層の住宅を建て、また浜松保育園の後地にもですね、3 階建てくらいの住宅を建て。両方にですね、まあ駐車場の確保いうような考えを地域住民からもお聞きを致しますし、また、来るべきこの南海地震のですね避難場所としてもですね、そういう 3 階建てくらいの住宅を建てますと、屋上にですね、避難場所も確保できるがじやないかというような同僚議員からのアドバイス等もありますし、ぜひともですね、そういうふうな考え方の下に、早め早めの後地利用ということで、今からですね町としても担当課の方ですね、ひとつその立地計画といいましょうか、前向きな提案が初会に地域にできるように考えていいってもらいたいと思います。

そこあたりはいかがでしょうか。

議長 (小永正裕君)

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (谷口明男君)

再質問にお答えします。

先ほど私が関係地区にですね、初会に要望等を話し合ってもらうということを申しましたけど、こちらからですね案を申し上げるんじゃなくてですね、そちらからの地元の方の素直な意見をですね一応吸収してですね、それからうちの、町としての対応を考えていきたいと思っております。

というのもですね、実際今やっていけばまあいいわけですが、今建設の方でちょっと頭がいっぱいなもんで、なかなかそっちの方まで、新しい意見などをちょっと考えれない状態ですので、そこんところは分かっていただきたいと思います。

特に浜松につきましてはですね、以前は厚生労働省の方は非常に厳しかったがですよね。その後をどう使うかということが。それが今年度からちょっと変わりましてですね、ほんと、ちょっと雨漏りもするし老朽化も激しいのですね、壊す場合としても 10 年以上ということで、多分、国庫補助金の返還にならんと思うがですよね。

だからそういう意味で、何にでも使えるということは分かっておりますので、まあ地元と本当にそれと事業課ですかね、それ等と調整しながらですね、この地元の期待に沿うようにしていきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

前向きな返答をいただいておりますが。

最後に渥本福町長、過去の事例等もあるうかと思いますが、ぜひとも出身地でもありますし、そこあたりの地元の声も十分日ごろから聞いておろうかと思いますが、私の提案に対して、考え方をお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

渥本副町長。

本庁副町長（渥本 造君）

ご指名をいただきましたので、私の方から答弁をさしていただきます。

現在、浜松保育所の後ですね、どういうふうに有効活用するかということについてはまだ具体的な協議をされておりませんが、なお初会あたりにですね、そのあたりも提案をしてみたいと、このように思います。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

それではですね、2番目の情報基盤整備、ケーブルテレビについてお伺いを致します。

この部分におきましては前段同僚議員の方から質問があり、町長の方から不退転の覚悟でケーブルテレビ、情報基盤整備事業を進めていくという決意をいただきました。その分に対してエールを送りたいと思いますし、頑張って事業を推進していってもらいたいと思います。

そこで、この事業につきまして、地区に対しての説明会が前段ありました。また、今回部落別、前回は校下別というような形でございましたが、住民になお詳しく説明をという考え方の下、部落別の説明会をご案内をいただいている。その部分におきまして、私どもその部落の役員とか若い世代は、十分理解はできるわけでございます。中にはですね、高齢者の方等々が参加してこの説明会を聞くわけでございますが、前回の場合には私ども100世帯余りの馬荷地域でございますが、住民が30人弱集まっていたがじやなかろうかと思います。その中でもですね、特にお年を召した方なんかは、ブロードバンドじやケーブルテレビじやと横文字の説明を受けた場合に、少し分かりづらいというような声も上がりました。そういうことを踏まえまして、担当の職員にはですねもう少し易しく説明ができるかというような意見も出させてもらったわけでございますが。

今回、部落別の説明会をするにあたりですね、担当課の方からはですね、情報通信基盤整備ガイドブックというこういう冊子をですね、各戸に配つていただくようにですね配布をしてもらっております。このガイドブックの中は28ページにわたりさまざまな事例に対応し、それに対する説明が事細かに記されております。説明会に100パーセント参加をするということは地域としては無理でございますが、こういうガイドブックをですね、全戸に配布をしていただければ、説明会に参加ができなかつた方、ならびに文言等が分かりにくい方においてもですね、事細かにこのガイドブックの中には載せていただいております。担当の職員ならびに町のこの情報通信基盤整備事業に対し住民に説明をしていくという考え

が、これでも分かつてきます。ぜひともですね、基盤整備、平成23年の7月、地デジに移るわけでございますが、本来の部分におきましては情報の基盤整備が主体でございます。私どもはその中山間地域に住む住民の1人と致しましては、地域格差が解消されるこの機会にですね、大いにケーブルテレビネットワーク事業をですね期待をしております。これこそ1年でも早く、1日でも早く、この事業が完成されることを願っております。

担当者にお聞きを致しますが、地域の説明会をする場合におきまして、前回の説明会では町内で3百何名というふうな参加人数やつたと聞いております。やはり説明会にご案内をする場合にですね、区長で放送等周知をするするわけでございますが、町の担当者の方からもですね、地区によつたら区長さんが1回放送を何月何日に、何時どこで説明会をします、お集まりくださいという放送をする所もあれば、2回、3回と放送をし周知し、説明会に集まつてもらう所もあると聞いております。区長さんにそう何回もご迷惑を掛けることもどうかとも思いますが、ぜひともそういう区長さんにですね、なお文書ばあではなしに電話でももう1本、ぜひとも何月何日どこで地区説明会をすることについて、地区の住民に対して周知を重ねてお願いしますがよろしくお願ひしますというくらいなですね、意気込みを持って区長さんにもお願いし、住民にですね、理解をしていただいた上での事業遂行であれば、町長の言われる不退転の考え方で前を進んでいくという気持ちは、これは大いに分かりますが、やはり良いことをやろうということに対しては町民総意とはいかなくても、大勢の賛成意見の中で事業が推進すれば、これまた町民全員のですね大多数の喜びになっていこうと思ひますので、ぜひとも地区の区長さんに対しては、地区説明会等の呼び掛けに対してはですね、文書1つではなしに、繰り返しますが、担当の方からも電話の1本、もうこういう形ですね、お願いをしていただきたいと思います。

そこあたりはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

田辺議員の情報基盤整備につきまして、お答えさせていただきます。

この件につきましては、先日も下村議員さんからもありまして、まあ住民の反応につきましてはそこですね、詳しくまあ答弁をしていただきましたので、ここではまあ重複しますので、省かせていただきたいと思います。ご了承ください。

今度のまあ地区別説明会への住民参加要請と説明内容についてですね、ここでは答弁をさせていただきたいと思います。この情報基盤整備をするに当たってはですね、皆さんによく分かつていただくということが大事だというふうに考えております。従いまして今回の説明会はですね、51地区に細分化してですね、9月の24日から10月の24日の1カ月間かけてですね、行う予定でございます。

説明内容ではですね、まあ前回と特別大きく変わる部分はございませんが、先の説明会で多く出された質問、また意見等を踏まえて、地デジ対策だけでなく、防災対策をはじめとする情報通信基盤整備の多様性、また必要性や事業費等の説明を分かりやすくしていきたいと考えております。そして、情報基盤整備が皆さんに分かつていただくような説明もしていきたいと考えております。

そのためには、やはり参加をしていただくことが一番大事でございますので、参加要請につきましては前回と同じく、区長さんにマイク放送や回覧文、文書等で周知していただくことはもちろんでございますけれども、今回は各戸に案内のチラシも配布することとしております。

また佐賀地区につきましては、現在防災行政無線がございますので、まあそういったところでもですね、まあ再三周知もしていきたいと考えております。また大方地区につきましては、先ほど田辺議員からもありましたけれども、まあ現在各区長さんに配っておりますので、まあそういった形ですね、区長さんからも周知をしていただけるのではないかなど考えております。

そしてまた今回はですね、事前に、今、田辺議員からも説明がありましたけれども、情報通信基盤整備事業ガイドブックをまあ前もってですね、全世帯にお配りしておりますので、これを読んでいただくことですね、前回以上に興味を持っていただけるのではないかなど期待をしているところでござります。

まあいずれにしましても、まあ多くの住民の方々にですね、参加していただけるようなまたことが大事でございますので、そういったことも取り組んでいきたいと思います。

以上です。

(田辺議員より「以上、これで質問は終わります」との発言あり)

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

これで終わります。

議長（小永正裕君）

分かりました。

これで、田辺守君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会致します。

散会時間 16時 45分